

總務課關係

裁判員制度の円滑な施行に向けた介護サービスに係る環境の整備について

○ 国民から選ばれる裁判員が刑事裁判に参加する裁判員制度は、平成21年5月21日に始まる。裁判員制度は国民の刑事裁判への参加によって、国民の視点や感覚が反映され、裁判がより身近なものとなり、司法への信頼も一層高まることが期待されている。

○ 裁判員制度の円滑な施行に向けて、介護サービスに係る環境の整備を図っていくため、昨年10月21日付事務連絡「裁判員制度の円滑な施行に向けた介護サービスに係る環境の整備について」を都道府県・指定都市等に発出し、以下の2つの事項の御対応をお願いしているところである。

① 各地方裁判所から各都道府県等に対して、連絡や要請があった場合には、適宜対応いただく等の御配慮を行っていただくこと。

② 介護を行っている裁判員等から市区町村に相談があった場合に、裁判員等がその職務の間、要介護者等が介護サービスを適切かつ円滑に利用できるよう、必要な情報提供を行うこと。

また、裁判員等が職務に従事している間、要介護者等が介護サービスを適切に利用できるよう、所管の事業所・施設に対して協力依頼をしていただくこと。

※ 介護を行っている裁判員等から市区町村に相談があった場合は、具体的には、

- ・ 既に要介護認定を受け、介護サービスを受けている者の家族から市区町村に対して相談があった場合には、デイサービス等の利用を勧め、
- ・ 要介護認定を受けていない者の家族から市区町村に対して相談があった場合には、要介護認定の申請を行うことを勧める

など適切な対応が図られるよう、御協力の程お願い申し上げます。

○ これらの御対応を引き続き行っていただくことを改めてお願い申し上げますとともに、裁判員制度の円滑な施行、運用に向けて、御協力をお願い申し上げます。

總務課資料

事 務 連 絡

平成20年10月21日

各

| |
|--------------|
| 都道府県 |
| 指定都市・中核市 |
| 各地方裁判所所在市(区) |

 障害福祉主管部(局) 殿
高齢者福祉主管部(局) 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
老 健 局 総 務 課

裁判員制度の円滑な施行に向けた介護サービスに係る環境の整備について

平素より厚生労働行政の推進に御協力頂き、厚く御礼申し上げます。

さて、国民から選ばれる裁判員が刑事裁判に参加する裁判員制度が平成21年5月21日に始まります。裁判員制度については、国民の刑事裁判への参加によって、裁判の進め方やその内容に国民の視点や感覚が反映されるとともに、裁判がより身近なものとなり、司法への信頼も一層高まることが期待されています。

そこで、裁判員制度の円滑な施行に向けて、平成17年8月3日に裁判員制度関係省庁等連絡会議が開催され、当該連絡会議において「裁判員制度の円滑な実施のための行動計画」が策定されています。

当該行動計画においては、「高齢の要介護・要支援者や障害者を介護している者が裁判員の職務等により介護を行うことが一時的に困難となる場合、通所介護やショートステイ等の利用が可能であることから、これらのサービス・事業について広く国民に周知する。また、厚生労働省、法務省及び最高裁判所は連携して、全国各地でこれらのサービス・事業の実施主体との協力体制が構築されるよう努め、介護している者が裁判員として刑事裁判に参加しやすい環境の整備を図る。」こととされているところです。

つきましては、下記の事項に関して、御対応いただきますようお願い申し上げます。

なお、御参考として、「介護サービス利用イメージ」(別紙1)、「裁判員裁判実施庁一覧」(別紙2)、「各地方裁判所取扱区域一覧」(別紙3)、「介護ニーズ試算表」(別紙4及び別紙5)及び「介護をしている裁判員等について」(別紙6)を添付させていただきます。

また、本事務連絡については、最高裁判所と協議済みであることを申し添えます。

記

1. 各地方裁判所と各都道府県・市区町村の連携について

介護を行っている方が裁判員及び裁判員候補者（以下、「裁判員等」と言う。）として刑事裁判に参加しやすい環境の整備を実現するためには、各地方裁判所と都道府県・市区町村とが十分に連携を図る必要があります。

そのため、裁判所が裁判員候補者に対して市区町村の担当窓口及びその連絡先を紹介することができるよう、各都道府県におかれましては、管内の市区町村の担当窓口をとりまとめて様式1及び様式2に御記入の上、平成20年10月28日までに管内の地方裁判所（支部を含む。）に対し、情報提供をお願いいたします（別紙2及び別紙3参照）。

また、各地方裁判所から協議のための連絡や要請があった場合には、適宜御対応いただくなど、御配慮いただきますようお願い申し上げます。

2. 介護サービス利用のための情報提供等の協力について

裁判員等に選ばれ、刑事裁判に参加した場合、裁判員等の職務に従事する間、高齢の要介護者・要支援者や障害者（以下「要介護者等」という。）の方の必要に応じて、介護サービスを適切かつ円滑に利用していただけるよう環境を整える必要があります。

このため、介護を行っている裁判員等から市区町村に相談があった場合には、裁判員等がその職務の間、要介護者等が介護サービスを適切かつ円滑に利用できるように必要な情報を提供するなど、裁判員制度の円滑な施行に向けた介護サービスに係る環境の整備に御協力をお願い申し上げます。

また、裁判員等に選ばれた方が裁判員等の職務に従事されている間、要介護者等が介護サービスを適切に利用できるよう、所管の事業所・施設に対して協力を依頼していただくなどの御配慮をいただきますようお願い申し上げます。

なお、最高裁判所の試算によると、介護ニーズについては、別紙4及び別紙5のとおり程度とされていますので、各都道府県・市区町村におかれましては、介護サービスの適切な利用環境を整えるに当たっての御参考としていただきますようお願いいたします。

また、介護を行っている方が裁判員等に選ばれた場合の要介護者の介護サービス利用イメージについては、別紙1を御参照ください。

[担当者連絡先]

① 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

企画課企画法令係 西平

Tel : 03-5253-1111 (内線 : 3022)

Mail : nishihira-toshihide@mhlw.go.jp

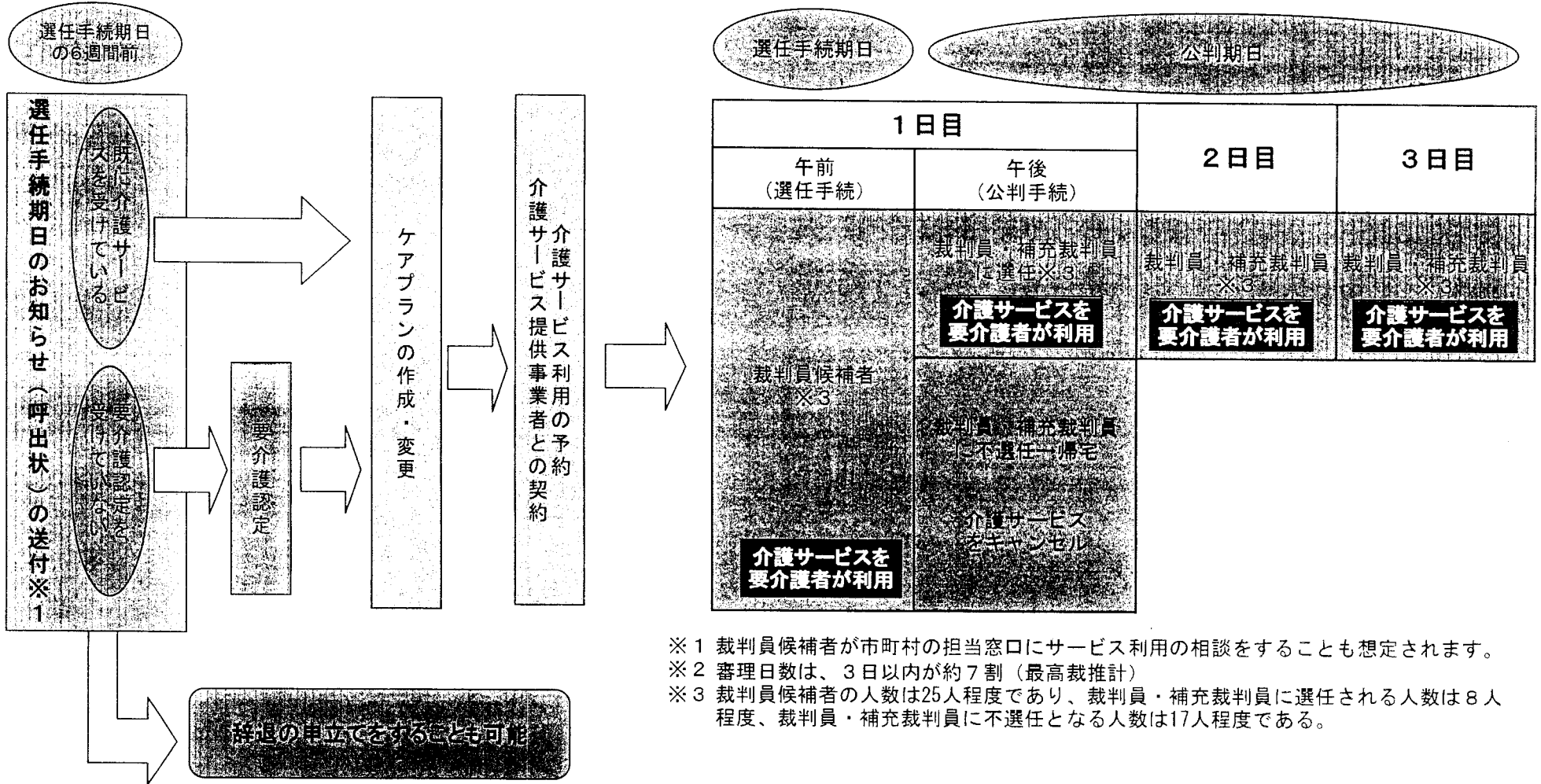
② 厚生労働省老健局総務課企画法令係 志鶴

Tel : 03-5253-1111 (内線 : 3919)

Mail : shizuru-norikazu@mhlw.go.jp

介護サービス利用イメージ(審理日数3日間の場合※2)

介護者が裁判員に選ばれた場合には、以下のような流れで介護サービスをご利用いただくことで裁判員として裁判にご参加いただけます。



※1 裁判員候補者が市町村の担当窓口サービス利用の相談をすることも想定されます。
 ※2 審理日数は、3日以内が約7割(最高裁推計)
 ※3 裁判員候補者の人数は25人程度であり、裁判員・補充裁判員に選任される人数は8人程度、裁判員・補充裁判員に不選任となる人数は17人程度である。

裁判員裁判実施庁一覧

裁判員制度ウェブサイト <http://www.saibanin.courts.go.jp/>

| 裁判所名 | 所在地 | | 問い合わせ先 | 電話番号 |
|--------------------------------------|----------|-------------------|-----------|--------------|
| 旭川地方裁判所 | 070-8640 | 旭川市花咲町4 | 旭川地裁総務課 | 0166-51-6252 |
| 札幌地方裁判所 | 060-0042 | 札幌市中央区大通西11 | 札幌地裁総務課 | 011-231-4200 |
| 釧路地方裁判所 | 085-0824 | 釧路市柏木町4-7 | 釧路地裁総務課 | 0154-41-4171 |
| 函館地方裁判所 | 040-8601 | 函館市上新川町1-8 | 函館地裁総務課 | 0138-42-2151 |
| 青森地方裁判所 | 030-8522 | 青森市長島1-3-26 | 青森地裁総務課 | 017-722-5351 |
| 盛岡地方裁判所 | 020-8520 | 盛岡市内丸9-1 | 盛岡地裁総務課 | 019-622-3165 |
| 秋田地方裁判所 | 010-8504 | 秋田市山王7-1-1 | 秋田地裁総務課 | 018-824-3121 |
| 仙台地方裁判所 | 980-8839 | 仙台市青葉区片平1-6-1 | 仙台地裁総務課 | 022-222-6111 |
| 山形地方裁判所 | 990-8531 | 山形市旅籠町2-4-22 | 山形地裁総務課 | 023-623-9511 |
| 福島地方裁判所 | 960-8512 | 福島市花園町5-45 | 福島地裁総務課 | 024-534-2156 |
| 福島地方裁判所郡山支部 | 963-8566 | 郡山市麗山1-2-26 | | |
| 宇都宮地方裁判所 | 320-8505 | 宇都宮市小幡1-1-38 | 宇都宮地裁総務課 | 028-621-2111 |
| 前橋地方裁判所 | 371-8531 | 前橋市大手町3-1-34 | 前橋地裁総務課 | 027-231-4275 |
| 水戸地方裁判所 | 310-0062 | 水戸市大町1-1-38 | 水戸地裁総務課 | 029-224-8408 |
| さいたま地方裁判所 | 330-0063 | さいたま市浦和区高砂3-16-45 | さいたま地裁総務課 | 048-863-4111 |
| 千葉地方裁判所 | 260-0013 | 千葉市中央区中央4-11-27 | 千葉地裁総務課 | 043-222-0165 |
| 東京地方裁判所 | 100-8920 | 千代田区霞が関1-1-4 | 東京地裁総務課 | 03-3581-5411 |
| 東京地方裁判所八王子支部 (※制度実施時までに、立川市に移転予定) | 192-8516 | 八王子市明神町4-21-1 | | |
| 横浜地方裁判所 | 231-8502 | 横浜市中区日本大通9 | 横浜地裁総務課 | 045-201-9631 |
| 横浜地方裁判所小田原支部 | 250-0012 | 小田原市本町1-7-9 | | |

(別紙2)

| 裁判所名 | 所在地 | | 問い合わせ先 | 電話番号 |
|--------------|----------|----------------|------------|--------------|
| 甲府地方裁判所 | 400-0032 | 甲府市中央1-10-7 | 甲府家裁総務課 | 055-235-1131 |
| 長野地方裁判所 | 380-0846 | 長野市旭町1108 | 長野家裁総務課 | 026-232-4991 |
| 長野地方裁判所松本支部 | 390-0873 | 松本市丸の内10-35 | | |
| 静岡地方裁判所 | 420-8633 | 静岡市葵区追手町10-80 | 静岡地裁総務課 | 054-252-6111 |
| 静岡地方裁判所沼津支部 | 410-8550 | 沼津市御幸町21-1 | | |
| 静岡地方裁判所浜松支部 | 430-8520 | 浜松市中区中央一丁目12-5 | | |
| 新潟地方裁判所 | 951-8511 | 新潟市中央区学校町通1-1 | 新潟地裁総務課 | 025-222-4131 |
| 名古屋地方裁判所 | 460-8504 | 名古屋市中区三の丸1-4-1 | 名古屋地裁総務課 | 052-203-9092 |
| 名古屋地方裁判所岡崎支部 | 444-8554 | 岡崎市明大寺町奈良井3 | | |
| 津地方裁判所 | 514-8526 | 津市中央3-1 | 津地裁総務課 | 059-226-4804 |
| 岐阜地方裁判所 | 500-8710 | 岐阜市美江寺町2-4-1 | 岐阜地裁総務課 | 058-262-5121 |
| 福井地方裁判所 | 910-8524 | 福井市春山1-1-1 | 福井地裁総務課 | 0776-22-5000 |
| 金沢地方裁判所 | 920-8655 | 金沢市丸の内7-2 | 金沢地裁総務課 | 076-262-4421 |
| 富山地方裁判所 | 939-8502 | 富山市西田地方町2-9-1 | 富山地裁総務課 | 076-421-3810 |
| 奈良地方裁判所 | 630-8213 | 奈良市登大路町35 | 奈良地裁総務課 | 0742-26-1271 |
| 大津地方裁判所 | 520-0044 | 大津市京町3-1-2 | 大津地裁総務課 | 077-522-4281 |
| 和歌山地方裁判所 | 640-8143 | 和歌山市二番丁1 | 和歌山地裁総務課 | 073-422-4191 |
| 大阪地方裁判所 | 530-8522 | 大阪市北区西天満2-1-10 | 大阪地裁総務課 | 06-6363-1281 |
| 大阪地方裁判所堺支部 | 590-8511 | 堺市堺区南瓦町2-28 | 大阪地裁堺支部庶務課 | 072-223-7001 |
| 京都地方裁判所 | 604-8550 | 京都市中京区菊屋町 | 京都地裁総務課 | 075-211-4111 |
| 神戸地方裁判所 | 650-8575 | 神戸市中央区橘通2-2-1 | 神戸地裁総務課 | 078-341-7521 |

(別紙2)

| 裁判所名 | 所在地 | | 問い合わせ先 | 電話番号 |
|-------------|----------|-----------------|----------|--------------|
| 神戸地方裁判所姫路支部 | 670-0947 | 姫路市北条1-250 | 神戸地裁総務課 | 078-341-7521 |
| 岡山地方裁判所 | 700-0807 | 岡山市南方1-8-42 | 岡山地裁総務課 | 086-222-6771 |
| 広島地方裁判所 | 730-0012 | 広島市中区上八丁堀2-43 | 広島地裁総務課 | 082-228-0421 |
| 鳥取地方裁判所 | 680-0011 | 鳥取市東町2-223 | 鳥取地裁総務課 | 0857-22-2171 |
| 松江地方裁判所 | 690-8523 | 松江市母衣町68 | 松江地裁総務課 | 0852-23-1701 |
| 山口地方裁判所 | 753-0048 | 山口市駅通り1-6-1 | 山口地裁総務課 | 083-922-1330 |
| 高松地方裁判所 | 760-8586 | 高松市丸の内1-36 | 高松地裁総務課 | 087-851-1537 |
| 徳島地方裁判所 | 770-8528 | 徳島市徳島町1-5 | 徳島地裁総務課 | 088-652-3141 |
| 高知地方裁判所 | 780-8558 | 高知市丸ノ内1-3-5 | 高知地裁総務課 | 088-822-0340 |
| 松山地方裁判所 | 790-8539 | 松山市一番町3-3-8 | 松山地裁総務課 | 089-941-4151 |
| 福岡地方裁判所 | 810-8653 | 福岡市中央区城内1-1 | 福岡地裁総務課 | 092-781-3141 |
| 福岡地方裁判所小倉支部 | 803-8531 | 北九州市小倉北区金田1-4-1 | | |
| 佐賀地方裁判所 | 840-0833 | 佐賀市中の小路3-22 | 佐賀地裁総務課 | 0952-23-3161 |
| 長崎地方裁判所 | 850-8503 | 長崎市万才町9-26 | 長崎地裁総務課 | 095-822-6151 |
| 大分地方裁判所 | 870-8564 | 大分市荷揚町7-15 | 大分地裁総務課 | 097-532-7161 |
| 熊本地方裁判所 | 860-8513 | 熊本市京町1-13-11 | 熊本地裁総務課 | 096-325-2121 |
| 鹿児島地方裁判所 | 892-8501 | 鹿児島市山下町13-47 | 鹿児島地裁総務課 | 099-222-7121 |
| 宮崎地方裁判所 | 880-8543 | 宮崎市旭2-3-13 | 宮崎地裁総務課 | 0985-23-2263 |
| 那覇地方裁判所 | 900-8567 | 那覇市樋川1-14-1 | 那覇地裁総務課 | 098-855-3366 |

各地方裁判所取扱区域一覽

| 裁判所名 | 取扱区域 |
|-----------|---|
| 旭川地方裁判所 | 北海道の内 旭川市 上川郡(石狩国 手塩国) 深川市 雨龍郡 富良野市 空知郡(上富良野町 中富良野町 南富良野町) 勇払郡(占冠村) 名寄市 士別市 中川郡(天塩国) 枝幸郡 紋別市 紋別郡(滝上町 興部町 西興部村 雄武町) 留萌市 増毛郡 留萌郡 苫前郡 稚内市 宗谷郡 利尻郡 礼文郡 天塩郡 |
| 札幌地方裁判所 | 北海道の内 札幌市 江別市 千歳市 恵庭市 北広島市 石狩市 石狩郡 岩見沢市 美唄市 三笠市 夕張郡 空知郡(南幌町 奈井江町 上砂川町) 樺戸郡 夕張市 滝川市 芦別市 赤平市 砂川市 歌志内市 室蘭市 登別市 白老郡 伊達市 有珠郡 虻田郡 苫小牧市 勇払郡(安平町 厚真町 むかわ町) 浦河郡 様似郡 幌泉郡 日高郡 沙流郡 新冠郡 小樽市 余市郡 古平郡 積丹郡 岩 |
| 釧路地方裁判所 | 北海道の内 釧路市 釧路郡 厚岸郡 川上郡 阿寒郡 白糠郡 帯広市 河西郡 広尾郡 十勝郡 上川郡(十勝国) 河東郡 中川郡(十勝国) 足寄郡 網走市 北見市 斜里郡 網走郡 常呂郡 紋別郡(遠軽町 上湧別町 湧別町) 根室市 標津郡 野付郡 目梨郡 |
| 函館地方裁判所 | 北海道の内 函館市 北斗市 上磯郡 亀田郡 茅部郡 松前郡 山越郡 瀬棚郡 久遠郡 二海郡 檜山郡 爾志郡 奥尻郡 寿都郡 島牧郡 |
| 青森地方裁判所 | 青森県 |
| 盛岡地方裁判所 | 岩手県 |
| 秋田地方裁判所 | 秋田県 |
| 仙台地方裁判所 | 宮城県 |
| 山形地方裁判所 | 山形県 |
| 福島地方裁判所 | 福島県(ただし、福島地裁郡山支部取扱区域内の自治体を除く。) |
| 福島地裁郡山支部 | 福島県の内 郡山市 須賀川市 田村市 本宮市 岩瀬郡 田村郡 安達郡 白河市 西白河郡 東白川郡 石川郡 会津若松市 喜多方市 耶麻郡 河沼郡 大沼郡 南会津郡 いわき市 双葉郡 |
| 宇都宮地方裁判所 | 栃木県 |
| 前橋地方裁判所 | 群馬県 |
| 水戸地方裁判所 | 茨城県 |
| さいたま地方裁判所 | 埼玉県 |
| 千葉地方裁判所 | 千葉県 |
| 東京地方裁判所 | 東京都(ただし、東京地裁八王子支部取扱区域内の自治体を除く。) |
| 東京地裁八王子支部 | 東京都の内 八王子市 日野市 あきる野市 西多摩郡 立川市 府中市 昭島市 調布市 国分寺市 国立市 狛江市 東大和市 武蔵村山市 武蔵野市 三鷹市 小金井市 小平市 東村山市 西東京市 清瀬市 東久留米市 青梅市 福生市 羽村市 町田市 多摩市 稲城市 (※制度実施時まで、立川市に移転予定) |
| 横浜地方裁判所 | 神奈川県(ただし、横浜地裁小田原支部取扱区域内の自治体を除く。) |
| 横浜地裁小田原支部 | 神奈川県の内 平塚市 中郡 小田原市 秦野市 南足柄市 足柄上郡 足柄下郡 厚木市 伊勢原市 愛甲郡 |
| 甲府地方裁判所 | 山梨県 |
| 長野地方裁判所 | 長野県(ただし、長野地裁松本支部取扱区域内の自治体を除く。) |
| 長野地裁松本支部 | 長野県の内 松本市 塩尻市 安曇野市 東筑摩郡 木曾郡 大町市 北安曇郡 諏訪市 茅野市 諏訪郡 岡谷市 飯田市 下伊那郡 伊那市 駒ヶ根市 上伊那郡 |
| 静岡地方裁判所 | 静岡県(ただし、静岡地裁沼津支部及び浜松支部取扱区域内の自治体を除く。) |
| 静岡地裁沼津支部 | 静岡県の内 熱海市 伊東市 三島市 伊豆市 伊豆の国市 田方郡 沼津市 御殿場市 裾野市 駿東郡 富士市 富士宮市 富士郡 下田市 賀茂郡 |
| 静岡地裁浜松支部 | 静岡県の内 浜松市 磐田市 袋井市 湖西市 浜名郡 掛川市 御前崎市(御前崎、白羽及び港を除く。) 菊川市 周智郡 |
| 新潟地方裁判所 | 新潟県 |
| 名古屋地方裁判所 | 愛知県(ただし、名古屋地裁岡崎支部取扱区域内の自治体を除く。) |

(別紙3)

各地方裁判所取扱区域一覧

| 裁判所名 | 取扱区域 |
|-----------|--|
| 名古屋地裁岡崎支部 | 愛知県の内 岡崎市 額田郡 安城市 碧南市 刈谷市 西尾市 知立市 高浜市 幡豆郡 豊田市 西加茂郡 豊橋市 豊川市 蒲郡市 田原市 宝飯郡 新城市 北設楽 |
| 津地方裁判所 | 三重県 |
| 岐阜地方裁判所 | 岐阜県 |
| 福井地方裁判所 | 福井県 |
| 金沢地方裁判所 | 石川県 |
| 富山地方裁判所 | 富山県 |
| 奈良地方裁判所 | 奈良県 |
| 大津地方裁判所 | 滋賀県 |
| 和歌山地方裁判所 | 和歌山県 |
| 大阪地方裁判所 | 大阪府(ただし、大阪地裁堺支部取扱区域内の自治体を除く。) |
| 大阪地裁堺支部 | 大阪府の内 堺市 高石市 大阪狭山市 富田林市 河内長野市 南河内郡 羽曳野市 松 原市 柏原市 藤井寺市 岸和田市 泉大津市 貝塚市 和泉市 泉北郡 泉佐 野市 泉南市 阪南市 泉南郡 |
| 京都地方裁判所 | 京都府 |
| 神戸地方裁判所 | 兵庫県(ただし、神戸地裁姫路支部取扱区域内の自治体を除く。) |
| 神戸地裁姫路支部 | 兵庫県の内 姫路市 相生市 赤穂市 朝来市 神崎郡 赤穂郡 加古川市 高砂市 加古郡 西脇市 小野市 加西市 加東市 多可郡 たつの市 宍粟市 揖保郡 佐用郡 豊岡市 養父市 美方郡 |
| 岡山地方裁判所 | 岡山県 |
| 広島地方裁判所 | 広島県 |
| 鳥取地方裁判所 | 鳥取県 |
| 松江地方裁判所 | 島根県 |
| 山口地方裁判所 | 山口県 |
| 高松地方裁判所 | 香川県 |
| 徳島地方裁判所 | 徳島県 |
| 高知地方裁判所 | 高知県 |
| 松山地方裁判所 | 愛媛県 |
| 福岡地方裁判所 | 福岡県(ただし、福岡地裁小倉支部取扱区域内の自治体を除く。) |
| 福岡地裁小倉支部 | 福岡県の内 北九州市 中間市 遠賀郡 行橋市 豊前市 京都郡 築上郡 |
| 佐賀地方裁判所 | 佐賀県 |
| 長崎地方裁判所 | 長崎県 |
| 大分地方裁判所 | 大分県 |
| 熊本地方裁判所 | 熊本県 |
| 鹿児島地方裁判所 | 鹿児島県 |
| 宮崎地方裁判所 | 宮崎県 |
| 那覇地方裁判所 | 沖縄県 |

介護ニーズ試算表(最高裁判所推計)①
 (全国の裁判員候補者の介護ニーズの試算(2.0%)を各地裁所在地の事件数ごとに割り振り、介護ニーズのある裁判員数を試算したもの)

※ 最もニーズが多くなると考えられる月曜日の午前中であっても、1人以上のニーズが見込まれるのは東京、大阪など大都市圏の一部のみ。その他のほとんどの地域のニーズは1人未満と推計される。また、ニーズが低いと推計される火曜日以降は1人以上のニーズは見込まれていない。

| 庁名 | 事件数 (平成19年) (単位:件) | 毎週月曜日 | | 毎週火曜日 | 毎週水曜日以降 |
|---------|--------------------------|--------|-------|-------|---------|
| | | 午前 | 午後 | | |
| | | (単位:人) | | | |
| 総数 | 2,643 | 69.25 | 37.64 | 7.65 | 6.20 |
| 旭川地本庁 | 17 | 0.45 | 0.24 | 0.05 | 0.04 |
| 札幌地本庁 | 70 | 1.83 | 1.00 | 0.20 | 0.16 |
| 釧路地本庁 | 12 | 0.31 | 0.17 | 0.03 | 0.03 |
| 函館地本庁 | 23 | 0.60 | 0.33 | 0.07 | 0.05 |
| 青森地本庁 | 17 | 0.45 | 0.24 | 0.05 | 0.04 |
| 盛岡地本庁 | 21 | 0.55 | 0.30 | 0.06 | 0.05 |
| 秋田地本庁 | 10 | 0.26 | 0.14 | 0.03 | 0.02 |
| 仙台地本庁 | 61 | 1.60 | 0.87 | 0.18 | 0.14 |
| 山形地本庁 | 17 | 0.45 | 0.24 | 0.05 | 0.04 |
| 福島地本庁 | 3 | 0.08 | 0.04 | 0.01 | 0.01 |
| 福島地郡山 | 33 | 0.86 | 0.47 | 0.10 | 0.08 |
| 宇都宮地本庁 | 62 | 1.62 | 0.88 | 0.18 | 0.15 |
| 前橋地本庁 | 62 | 1.62 | 0.88 | 0.18 | 0.15 |
| 水戸地本庁 | 42 | 1.10 | 0.60 | 0.12 | 0.10 |
| さいたま地本庁 | 106 | 2.78 | 1.51 | 0.31 | 0.25 |
| 千葉地本庁 | 214 | 5.61 | 3.05 | 0.62 | 0.50 |
| 東京地本庁 | 215 | 5.63 | 3.06 | 0.62 | 0.50 |
| 東京地八王子 | 40 | 1.05 | 0.57 | 0.12 | 0.09 |
| 横浜地本庁 | 153 | 4.01 | 2.18 | 0.44 | 0.36 |
| 横浜地小田原 | 18 | 0.47 | 0.26 | 0.05 | 0.04 |
| 甲府地本庁 | 15 | 0.39 | 0.21 | 0.04 | 0.04 |
| 長野地本庁 | 34 | 0.89 | 0.48 | 0.10 | 0.08 |
| 長野地松本 | 23 | 0.60 | 0.33 | 0.07 | 0.05 |
| 静岡地本庁 | 19 | 0.50 | 0.27 | 0.06 | 0.04 |
| 静岡地沼津 | 25 | 0.66 | 0.36 | 0.07 | 0.06 |
| 静岡地浜松 | 14 | 0.37 | 0.20 | 0.04 | 0.03 |
| 新潟地本庁 | 29 | 0.76 | 0.41 | 0.08 | 0.07 |
| 名古屋地本庁 | 114 | 2.99 | 1.62 | 0.33 | 0.27 |
| 名古屋地岡崎 | 21 | 0.55 | 0.30 | 0.06 | 0.05 |
| 津地本庁 | 39 | 1.02 | 0.56 | 0.11 | 0.09 |
| 岐阜地本庁 | 36 | 0.94 | 0.51 | 0.10 | 0.08 |
| 福井地本庁 | 7 | 0.18 | 0.10 | 0.02 | 0.02 |
| 金沢地本庁 | 16 | 0.42 | 0.23 | 0.05 | 0.04 |
| 富山地本庁 | 11 | 0.29 | 0.16 | 0.03 | 0.03 |
| 奈良地本庁 | 39 | 1.02 | 0.56 | 0.11 | 0.09 |
| 大津地本庁 | 13 | 0.34 | 0.19 | 0.04 | 0.03 |
| 和歌山地本庁 | 16 | 0.42 | 0.23 | 0.05 | 0.04 |
| 大阪地本庁 | 254 | 6.65 | 3.62 | 0.74 | 0.60 |
| 大阪地堺 | 52 | 1.36 | 0.74 | 0.15 | 0.12 |
| 京都地本庁 | 70 | 1.83 | 1.00 | 0.20 | 0.16 |
| 神戸地本庁 | 87 | 2.28 | 1.24 | 0.25 | 0.20 |
| 神戸地姫路 | 21 | 0.55 | 0.30 | 0.06 | 0.05 |
| 岡山地本庁 | 37 | 0.97 | 0.53 | 0.11 | 0.09 |
| 広島地本庁 | 37 | 0.97 | 0.53 | 0.11 | 0.09 |
| 鳥取地本庁 | 11 | 0.29 | 0.16 | 0.03 | 0.03 |
| 松江地本庁 | 14 | 0.37 | 0.20 | 0.04 | 0.03 |
| 山口地本庁 | 27 | 0.71 | 0.38 | 0.08 | 0.06 |
| 高松地本庁 | 27 | 0.71 | 0.38 | 0.08 | 0.06 |
| 徳島地本庁 | 16 | 0.42 | 0.23 | 0.05 | 0.04 |
| 高知地本庁 | 19 | 0.50 | 0.27 | 0.06 | 0.04 |
| 松山地本庁 | 16 | 0.42 | 0.23 | 0.05 | 0.04 |
| 福岡地本庁 | 94 | 2.46 | 1.34 | 0.27 | 0.22 |
| 福岡地小倉 | 32 | 0.84 | 0.46 | 0.09 | 0.08 |
| 佐賀地本庁 | 9 | 0.24 | 0.13 | 0.03 | 0.02 |
| 長崎地本庁 | 22 | 0.58 | 0.31 | 0.06 | 0.05 |
| 大分地本庁 | 17 | 0.45 | 0.24 | 0.05 | 0.04 |
| 熊本地本庁 | 40 | 1.05 | 0.57 | 0.12 | 0.09 |
| 鹿児島地本庁 | 29 | 0.76 | 0.41 | 0.08 | 0.07 |
| 宮崎地本庁 | 18 | 0.47 | 0.26 | 0.05 | 0.04 |
| 那覇地本庁 | 27 | 0.71 | 0.38 | 0.08 | 0.06 |

介護ニーズ試算表(最高裁判所推計)②
(全国の裁判員候補者の介護ニーズの試算(0.66%)を各地裁所在地の事件数ごとに割り振り、介護ニーズのある裁判員数を試算したもの)

※ 最もニーズが多くなると考えられる月曜日の午前中であっても、1人以上のニーズが見込まれるのは東京、大阪など大都市圏の一部のみ。その他のほとんどの地域のニーズは1人未満と推計される。また、ニーズが低いと推計される火曜日以降は1人以上のニーズは見込まれていない。

| 庁名 | 事件数 (平成19年) (単位：件) | 毎週月曜日 | | 毎週火曜日 | 毎週水曜日以降 |
|---------|--------------------------|--------|-------|-------|---------|
| | | 午前 | 午後 | | |
| | | (単位：人) | | | |
| 総数 | 2,643 | 22.85 | 12.42 | 2.53 | 2.04 |
| 旭川地本庁 | 17 | 0.15 | 0.08 | 0.02 | 0.01 |
| 札幌地本庁 | 70 | 0.61 | 0.33 | 0.07 | 0.05 |
| 釧路地本庁 | 12 | 0.10 | 0.06 | 0.01 | 0.01 |
| 函館地本庁 | 23 | 0.20 | 0.11 | 0.02 | 0.02 |
| 青森地本庁 | 17 | 0.15 | 0.08 | 0.02 | 0.01 |
| 盛岡地本庁 | 21 | 0.18 | 0.10 | 0.02 | 0.02 |
| 秋田地本庁 | 10 | 0.09 | 0.05 | 0.01 | 0.01 |
| 仙田地本庁 | 61 | 0.53 | 0.29 | 0.06 | 0.05 |
| 山形地本庁 | 17 | 0.15 | 0.08 | 0.02 | 0.01 |
| 福島地本庁 | 3 | 0.03 | 0.01 | 0.00 | 0.00 |
| 福島地郡山 | 33 | 0.29 | 0.16 | 0.03 | 0.03 |
| 宇都宮地本庁 | 62 | 0.54 | 0.29 | 0.06 | 0.05 |
| 前橋地本庁 | 62 | 0.54 | 0.29 | 0.06 | 0.05 |
| 水戸地本庁 | 42 | 0.36 | 0.20 | 0.04 | 0.03 |
| さいたま地本庁 | 106 | 0.92 | 0.50 | 0.10 | 0.08 |
| 千葉地本庁 | 214 | 1.85 | 1.01 | 0.20 | 0.17 |
| 東京地本庁 | 215 | 1.86 | 1.01 | 0.21 | 0.17 |
| 東京地八王子 | 40 | 0.35 | 0.19 | 0.04 | 0.03 |
| 横浜地本庁 | 153 | 1.32 | 0.72 | 0.15 | 0.12 |
| 横浜地小田原 | 18 | 0.16 | 0.08 | 0.02 | 0.01 |
| 甲府地本庁 | 15 | 0.13 | 0.07 | 0.01 | 0.01 |
| 長野地本庁 | 34 | 0.29 | 0.16 | 0.03 | 0.03 |
| 長野地松本 | 23 | 0.20 | 0.11 | 0.02 | 0.02 |
| 静岡地本庁 | 19 | 0.16 | 0.09 | 0.02 | 0.01 |
| 静岡地沼津 | 25 | 0.22 | 0.12 | 0.02 | 0.02 |
| 静岡地浜松 | 14 | 0.12 | 0.07 | 0.01 | 0.01 |
| 新潟地本庁 | 29 | 0.25 | 0.14 | 0.03 | 0.02 |
| 名古屋地本庁 | 114 | 0.99 | 0.54 | 0.11 | 0.09 |
| 名古屋地岡崎 | 21 | 0.18 | 0.10 | 0.02 | 0.02 |
| 津地本庁 | 39 | 0.34 | 0.18 | 0.04 | 0.03 |
| 岐阜地本庁 | 36 | 0.31 | 0.17 | 0.03 | 0.03 |
| 福井地本庁 | 7 | 0.06 | 0.03 | 0.01 | 0.01 |
| 金沢地本庁 | 16 | 0.14 | 0.08 | 0.02 | 0.01 |
| 富山地本庁 | 11 | 0.10 | 0.05 | 0.01 | 0.01 |
| 奈良地本庁 | 39 | 0.34 | 0.18 | 0.04 | 0.03 |
| 大津地本庁 | 13 | 0.11 | 0.06 | 0.01 | 0.01 |
| 和歌山地本庁 | 16 | 0.14 | 0.08 | 0.02 | 0.01 |
| 大阪地本庁 | 254 | 2.20 | 1.19 | 0.24 | 0.20 |
| 大阪地堺 | 52 | 0.45 | 0.24 | 0.05 | 0.04 |
| 京都地本庁 | 70 | 0.61 | 0.33 | 0.07 | 0.05 |
| 神戸地本庁 | 87 | 0.75 | 0.41 | 0.08 | 0.07 |
| 神戸地姫路 | 21 | 0.18 | 0.10 | 0.02 | 0.02 |
| 岡山地本庁 | 37 | 0.32 | 0.17 | 0.04 | 0.03 |
| 広島地本庁 | 37 | 0.32 | 0.17 | 0.04 | 0.03 |
| 鳥取地本庁 | 11 | 0.10 | 0.05 | 0.01 | 0.01 |
| 松江地本庁 | 14 | 0.12 | 0.07 | 0.01 | 0.01 |
| 山口地本庁 | 27 | 0.23 | 0.13 | 0.03 | 0.02 |
| 高松地本庁 | 27 | 0.23 | 0.13 | 0.03 | 0.02 |
| 徳島地本庁 | 16 | 0.14 | 0.08 | 0.02 | 0.01 |
| 高知地本庁 | 19 | 0.16 | 0.09 | 0.02 | 0.01 |
| 松山地本庁 | 16 | 0.14 | 0.08 | 0.02 | 0.01 |
| 福岡地本庁 | 94 | 0.81 | 0.44 | 0.09 | 0.07 |
| 福岡地小倉 | 32 | 0.28 | 0.15 | 0.03 | 0.02 |
| 佐賀地本庁 | 9 | 0.08 | 0.04 | 0.01 | 0.01 |
| 長崎地本庁 | 22 | 0.19 | 0.10 | 0.02 | 0.02 |
| 大分地本庁 | 17 | 0.15 | 0.08 | 0.02 | 0.01 |
| 熊本地本庁 | 40 | 0.35 | 0.19 | 0.04 | 0.03 |
| 鹿児島地本庁 | 29 | 0.25 | 0.14 | 0.03 | 0.02 |
| 宮崎地本庁 | 18 | 0.16 | 0.08 | 0.02 | 0.01 |
| 那覇地本庁 | 27 | 0.23 | 0.13 | 0.03 | 0.02 |

介護をしている裁判員等について
(最高裁判所作成)

1. 介護をしている裁判員等から相談がなされる見込みについて

裁判員制度は平成21年5月21日から始まりますが、平成20年12月上旬には、裁判員候補者名簿に登録された方に、その旨の通知が届きます。この通知を受け取った方から、市区町村や裁判所に対して、介護をしている場合にどのようにして裁判に参加するのかなどについて相談や問い合わせがあると考えられますので、そのような方から相談や問い合わせがあった際には、必要な情報を提供していただけるように御準備願います。

また、平成21年7月ごろから、実際に裁判所に来ていただくお知らせが裁判員候補者に届きますので、それ以降は、具体的な利用方法等について、相談や問い合わせがあると考えられます。

2. 裁判員等から介護サービスの利用の申込みがされる時期の見込みについて

裁判員等が介護サービスを利用するまでの流れにつきましては、以下①ないし③のとおりです。

- ① 地方裁判所は、裁判員候補者に対して、裁判所に出頭してもらう日(この日から介護サービスを利用する必要が生じます。)の6週間前までに、「選任手続期日のお知らせ(呼出状)」を送付します。
(注) この段階で、裁判員候補者が介護サービスを利用する必要がある日を認識することになり、辞退の申立てをするのか、あるいは介護サービスを利用して裁判に参加するのかなどの態度を決めることとなります。
- ② 裁判員候補者から裁判所に対して、被介護者を預けて裁判に参加したいといった問い合わせがあった場合は、裁判所は、既存の介護サービスを利用して、裁判員裁判に参加することができることを伝達するとともに、問い合わせ先(市区町村の担当窓口)の情報を提供します。
- ③ この結果、裁判員候補者から市区町村の担当窓口に対して、介護サービス利用に関する相談がされることになるものと思われます。
(注1) 裁判員候補者によっては、裁判所を介さずに、直接市区町村の担当窓口にご相談することもあります。
(注2) 実際に介護サービスを利用する場合のイメージについては、別紙1をご参照ください。

3. 裁判員等に支給される日当について

裁判員候補者並びに裁判員及び補充裁判員には、日当として、それぞれ1日当たり8,000円以内又は1万円以内の金額が支給されますが、具体的な金額は選任手続や審理等の時間に応じて裁判所が個別に決定することとなっています。

(注) 選任手続期日が午前中に終了し、裁判員に選任されなかった場合には、上記日当額の半額程度(4,000円前後)が支給されます。

介護保険指導室関係

1 介護サービス事業者の業務管理体制に関する監督について

(1) 業務管理体制に関する監督

昨年の通常国会で成立した介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律（平成21年5月1日施行）により、新たに介護サービス事業者（以下「事業者」という。）に業務管理体制の整備及び届出が義務付けられるとともに、国、都道府県、市町村に事業者の本部等への立入権限が付与されたところである。各事業者における業務管理体制が実効ある形で機能し、不正事案の再発防止と適正な介護事業運営が確保されるためには、事業者自ら適切な業務管理体制の整備・改善を図っていくことが最も重要であるが、また、国、都道府県及び市町村も事業者への業務管理体制の整備・運営状況に対する監督を通じて、適切な助言を行うことにより、その取組みを支援していく必要がある。

業務管理体制に関する監督業務の詳細については、別途「介護サービス事業者業務管理体制確認検査指針」等によりお示しする予定としているが、その基本的考え方、実施手続き等は概ね以下のとおりであるので、了知されたい。

ア 検査の基本的考え方

(ア) 検査の目的

事業者の業務管理体制の整備状況を確認し、行政処分を受けるような不正行為の未然防止に資することにより、介護保険制度の健全かつ適正な運営の確保を図る。

(イ) 検査の視点

- 業務管理体制は、事業者が自ら整備・改善するものであることを前提に、事業者の規模等に応じた適切な業務管理体制が整備されているか、また、その運用状況の確認を行う。
- 確認にあたっては、事実を的確かつ客観的に把握し、問題点が認められた場合には、事業者と十分に意見交換を行い、事業者の理解や認識を確認するプロセスを経

て、事業者が自ら業務管理体制の改善を図り、法令等遵守に取り組まれるよう意識付けを行う。

- なお、指定介護サービス事業所等（以下「指定事業所等」という。）の指定等取消処分相当事案が発覚した場合については、当該指定事業所等を運営する事業者の本部等に立ち入り、業務管理体制を検証するとともに、当該事案への組織的関与の有無を検証する。

イ 検査等の実施手続き等

（ア）一般検査

届出のあった業務管理体制について、整備・運用状況を確認する。

（イ）特別検査

指定事業所等の指定等取消処分相当の事案が発覚した場合に、当該指定事業所等を運営する事業者の本部等へ立ち入り、業務管理体制を検証するとともに、当該事案への組織的関与の有無を検証する。

（ウ）行政措置等

① 改善勧告

厚生労働省令で定める基準に従って適正な業務管理体制の整備をしていないと認めるときは、事業者に対し、期限を定めて、その是正を勧告することができる。

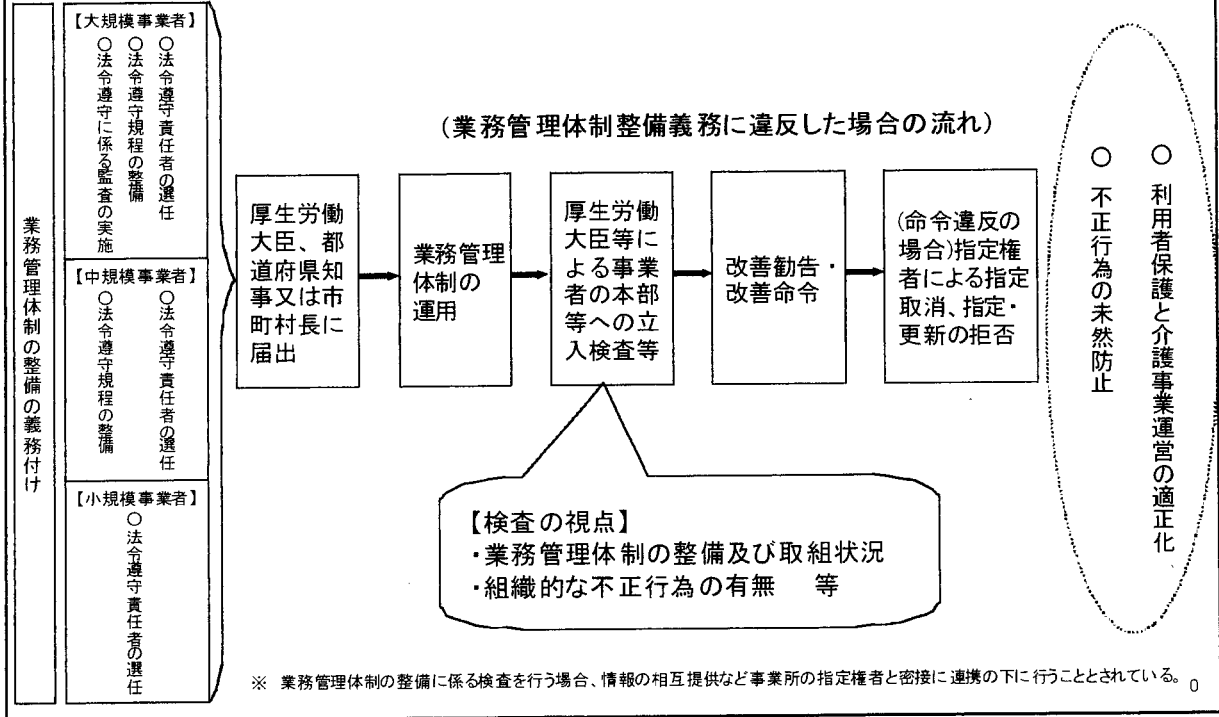
② 改善命令

勧告を受けた事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、期限を定めて、その措置をとるべきことを命ずることができる。

- ③ 上記の命令に違反したときは、当該違反の内容及び介護保険法に基づく命令に違反したものとして、指定事業所等の指定等取消又は指定（許可）・更新の拒否に該当する旨、関係する都道府県・市町村に通知する。

介護サービス事業者に係る監督事務の流れ(案)

○ 業務管理体制の整備状況や、事業者の不正行為への組織的関与の有無等を確認するため、事業者に対する報告徴収や、事業者の本社、事業所等に立入検査を行う。



ウ 行政機関毎の連携強化

法施行後においては、「指定事業所等」の指定等権者と「事業者」の業務管理体制に関する監督権者が異なる場合があることから、国、都道府県及び市町村間の密接な連携がより一層必要になる。このため国、都道府県及び市町村間での情報共有や情報提供について十分配慮願いたい。

(2) 業務管理体制データ管理システム(仮称)の整備

ア システム整備の趣旨

事業者の情報については、現在、指定事業所等の単位で管理・把握しているのみであり、法人単位でのデータは存在しない。

また、業務管理体制の整備及び届出については、①事業者の事業規模により整備すべき業務管理体制の内容が異なること、②指定事業所等の事業展開地域により届出先

(国、都道府県、市町村)が異なることから、国、都道府県、市町村において、業務管理体制に関する届出の受理及び監督業務を適切に実施するためには、全国的な事業者単位でのデータ管理が必要となる。

このため、国において、平成21年度予算(案)によりデータ管理のためのシステムの整備を行うこととしている。

イ 業務管理体制データ管理システムの概要

各都道府県において、指定事業所等の指定情報を管理している「事業所台帳システム」から、既存の「介護事業者及び介護支援専門員管理システム」を通じて、指定事業所等の開設者名や事業所所在地等の情報を集約し、

○事業者データの管理

○業務管理体制に関する監督権者別、事業者規模別の分類

○業務管理体制に関する届出状況等の管理

を行う機能を付与することとしている。

また、データ入力、閲覧については、国、都道府県、市町村で使用している業務用端末を使用する予定としている。

ウ システム稼働までの事務処理

システムが稼働するまでの間においては、国・都道府県・市町村で、業務管理体制に関する届出状況管理などの業務に活用するための暫定版事業者データを作成することとしている。

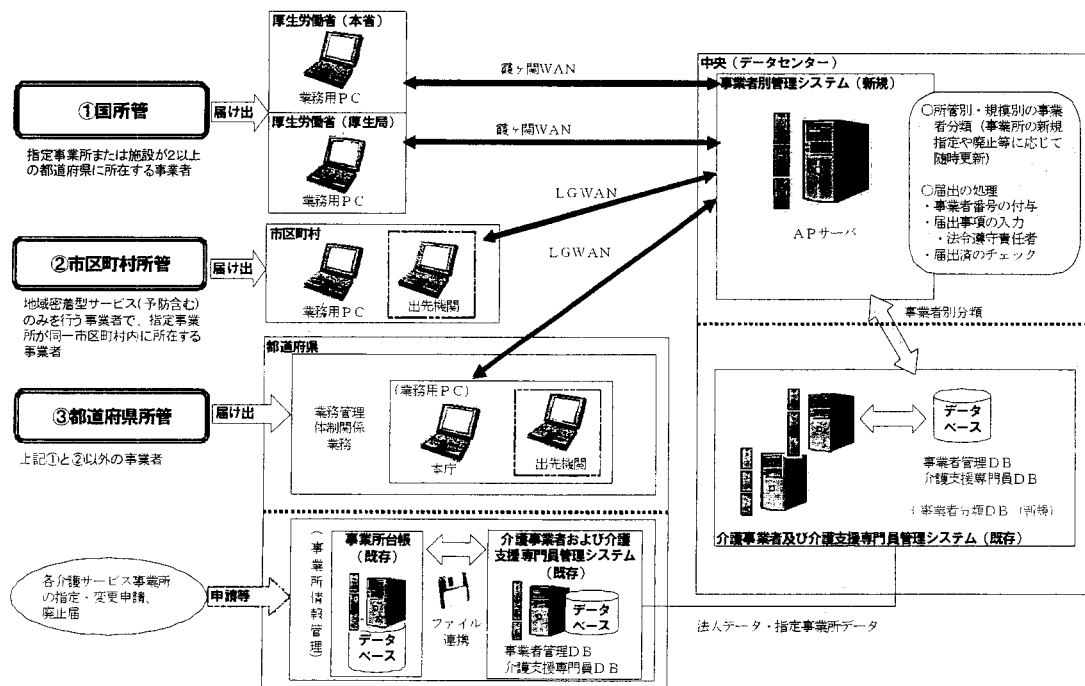
当該データの作成に関して、現在、各都道府県において確認作業をお願いしているところであるが、業務管理体制の監督業務のため必要なデータとなるため、ご協力をお願いしたい。

なお、暫定版事業者データの使用方法等の詳細については、別途担当者会議を開催し、お示しする予定としているので了知されたい。

業務管理体制データ管理システム開発等スケジュール予定

- | | |
|---|--------|
| ①事業者データの都道府県への送付、内容確認等 ・事業所データの漏れのチェック等 | 1月～2月 |
| ②関係通知等発出 ・5月～9月の暫定期間中の留意点 ・システム概要 ・①をベースに作成した届出管理表 | 3月 |
| ③担当者会議 | 3月 |
| ④システム開発 | 5月～9月 |
| 【暫定期間（法施行からシステム運用開始までの間） | 5月～9月】 |
| ⑤関係通知等発出 ・システム運用関係 | 8月 |
| ⑥システム関係担当者会議 | 8月 |
| ⑦届出管理表の暫定データをシステムに移管 | 9月 |
| ⑧システム運用開始 | 10月 |

業務管理体制データ管理システム（仮称）概要図



2 介護保険における指導監督業務の適切な実施について

(1) 指導監督業務の標準化

介護保険における指導監督業務については、「介護事業運営の適正化に関する有識者会議報告書」（平成19年12月3日）や、社会保障審議会介護保険部会の意見（平成20年2月6日）において「指導内容について過度なばらつきが生じないように標準化に向けた措置を講じること」等の指摘をされているところである。

介護サービス事業者に対する指導監督や報酬返還請求の実施は、事業者の業務継続や利用者のサービス確保に重大な影響を及ぼすものであることから、その実施に当たっては、適切な事実確認を行った上で、統一された考え方に基づいて行われることが必要である。

このため、厚生労働省においては、指導監督業務の標準化について、現状把握や問題点の共有化を図るとともに改善方策の検討を行うため、地方自治体と意見交換を行い、検討をしてくれているところである。

その中で、既存のQ&A等の整理や現行の实地指導マニュアルの充実、指導監査の実施方法等についての国や地方自治体相互の情報の共有化を図るためのブロック会議の開催、指導監督担当職員の資質向上を図るための研修の充実等のご意見をいただいているところであり、今後、更に検討を行いつつ、事業者団体等の意見などもいただきながら指導監査の標準化に向けての方向性とスケジュール等をお示ししていきたいと考えているので、引き続き、標準化に向けた方策の検討についてご協力願いたい。

なお、平成21年度予算（案）において、地方自治体との情報共有や意見交換を行うためのブロック会議や各自治体の指導監督業務の中核職員を対象とした研修を実施するための経費を計上しているところである。

具体的な実施時期、実施内容等については、別途、お示しすることとしているので了知されたい。

(2) 指導・監査指針に基づいた指導監督の実施等

介護保険における指導監督については、「介護保険施設等の指導監督について」（平

成18年10月23日付老健局長通知)により、指導・監査指針の改正を行い、事業者等のサービスの質の確保・向上を図ることを主眼とする「指導」と、指定基準違反や不正請求の事実内容について挙証資料等をもとに把握し、介護保険法第5章の各規定に定められた権限を適切に行使する「監査」との明確な区分を図ったところである。

各都道府県においては、その趣旨に基づいて指導監督にあたっていただくとともに、管内市町村に十分周知いただき理解を促していただくようお願いする。

また、実地指導のための基本的な知識や利用者の生活実態の把握、サービスの質の向上につながるケアの実施に係る確認方法等について記した「介護保険施設等実地指導マニュアル」について、引き続き十分な理解・活用を図られたい。

なお、各種情報に基づく機動的な指導監督体制の確保、介護保険制度を熟知した担当者の配置など適切な指導監督を確保するための実施体制の整備について、引き続きご配慮願いたい。

(3) 行政措置を行う場合の留意点について

ア 行政措置を行う際の情報提供の徹底及び関係自治体の連携の強化

「介護保険法197条第2項に基づく介護保険施設等に対する介護保険法第5章の規定により行う行政処分等に関する報告について」(平成19年8月20日介護保険指導室長通知)にあるとおり、事業所の監査に基づき、指定の効力停止、指定等の取消の行政処分を行う際には、必ず聴聞等の行政処分にかかる手続きを行う前に、老健局総務課介護保険指導室へ情報提供をしていただくよう引き続きお願いする。

特に、今回の法改正により、業務管理体制の整備等への監督権限の付与、指定・更新の欠格事由の見直し等が行われたところであるので、これらを適切に運用するため、指定等取消処分を実施する自治体にあつては、指定等取消処分を実施する前に、処分を行おうとする介護サービス事業者の事業展開地域の把握を的確に行い、関係自治体との十分な情報共有や緊密な連携のもとに対応されるようお願いするとともに、各都道府県においては、特に管内市町村に対し、この点の周知をお願いする。

なお、改善勧告・命令についても、その都度、当室あて情報提供をいただくようお願いする。

イ 集団指導等における行政処分の要因分析の活用

改善勧告、改善命令、指定の効力の全部又は一部停止や指定の取消処分を行った場合には、これに至った要因の分析を各自治体において行い、その結果を、集団指導等を通じて周知するなど不正事案発生の未然防止に活用するようにされたい。

(4) 実地指導における介護サービス事業者の事務負担の軽減

介護サービス事業者に対する実地指導については、平成18年の指導監査指針の見直しにより、書面指導や「主眼事項及び着眼点」を活用したチェック・指摘型の実地指導方法を廃止し、実地指導に関するマニュアルにおいては、行動障害のある利用者等のリストの作成、各種加算等自己点検シートによる自己点検及びその内容が確認できる既存書類等の準備を求めるように改め、それ以外の新たな資料の作成は求めているなど、実地指導における介護サービス事業者の事務負担の軽減を図ったところである。

各自治体におかれては、上記の指導方法の見直しを踏まえ、介護サービス事業者の事務負担の軽減に取り組んでいただいていると考えているが、現在でも実地指導の際に、指導指針に基づく資料以外に、人員、設備及び運営基準の状況を確認するための事前提出資料の作成を求めている場合等については、指針の見直しの趣旨を理解の上、指導監督業務に係る介護サービス事業者の事務負担の軽減を図られたい。

(5) 営利法人の運営する介護サービス事業所に対する監査の着実な実施

営利法人の運営する介護サービス事業所に対する監査については、「経済財政改革に関する基本方針2007」（平成19年6月19日に閣議決定）により推進することとされた、「医療・介護サービスの質向上・効率化プログラム」において、「平成20年度から平成24年度までの5年間で営利法人の全ての介護サービス事業所に対し指導監査を実施」することとされているところであり、昨年7月には、具体的な実施方法について定めた「営利法人の運営する介護サービス事業所に対する指導監査の実施について」を通知したところである。

各自治体においては、5年間の全体計画及び各年度毎の計画を策定した上で、計画的な実施をしていただいているところであるが、引き続き、平成24年までの間で、対象となる全ての事業所に対して監査が行われるよう、着実な実施をお願いします。

また、今後、監査の実施状況について、報告等をいただくこととしているので、ご協力願いたい。

(6) その他

平成21年度においても、引き続き自治体への実地ヒアリングを実施することとしているが、具体的な調整方法等については、別途お示ししたいと考えているので、了知されたい。

また、各自治体における介護サービス事業所等への指導監督の実施状況についても、引き続き報告の依頼をさせていただくこととしているので、了知されたい。

介護保険指導室資料

介護保険における監査結果の現状

(1) 平成19年度の監査の実施状況

平成19年度の「改善勧告」のあった介護サービス事業所の内訳

【サービス種別と法人種別による分類(事業所数)】

| | 法人種別 | | | | | | 合計 | |
|--------|----------------------|-----------|------|--------|--------|-----|-----|-----|
| | 営利法人 | 特定非営利活動法人 | 医療法人 | 社会福祉法人 | 地方公共団体 | その他 | | |
| サービス種別 | 訪問介護 | 221 | 6 | | 5 | | 232 | |
| | 訪問入浴介護 | 5 | | | | | 5 | |
| | 訪問看護 | 6 | | | | | 6 | |
| | 訪問リハビリテーション | | | | | | 0 | |
| | 居宅療養管理指導 | | | | | | 0 | |
| | 通所介護 | 21 | 2 | 1 | 4 | 1 | 29 | |
| | 通所リハビリテーション | | | 5 | | | 1 | 6 |
| | 短期入所生活介護 | 2 | | | 1 | | 3 | |
| | 短期入所療養介護 | | | 2 | | | 2 | |
| | 特定施設入居者生活介護 | 9 | | | | | 9 | |
| | 福祉用具貸与 | 2 | | | | | 2 | |
| | 特定福祉用具販売 | 2 | | | | | 2 | |
| | 居宅介護支援 | 26 | | 3 | 4 | | 3 | 36 |
| | 介護老人福祉施設 | | | | 13 | 1 | | 14 |
| | 介護老人保健施設 | | | 10 | 1 | | | 11 |
| | 介護療養型医療施設 | | | | | | | 0 |
| | 介護予防訪問介護 | 151 | 6 | | 3 | | | 160 |
| | 介護予防訪問入浴介護 | 4 | | | | | | 4 |
| | 介護予防訪問看護 | 4 | | | | | | 4 |
| | 介護予防訪問リハビリテーション | | | | | | | 0 |
| | 介護予防居宅療養管理指導 | | | | | | | 0 |
| | 介護予防通所介護 | 18 | 2 | 1 | 4 | | | 25 |
| | 介護予防通所リハビリテーション | | | 5 | | | 1 | 6 |
| | 介護予防短期入所生活介護 | 1 | | | 1 | | | 2 |
| | 介護予防短期入所療養介護 | | | 1 | | | | 1 |
| | 介護予防特定施設入居者生活介護 | 5 | | | | | | 5 |
| | 介護予防福祉用具貸与 | 2 | | | | | | 2 |
| | 特定介護予防福祉用具販売 | 2 | | | | | | 2 |
| | 介護予防支援 | | | | 1 | | | 1 |
| | 夜間対応型訪問介護 | | | | | | | 0 |
| | 認知症対応型通所介護 | 2 | | | 4 | | | 6 |
| | 小規模多機能型居宅介護 | 3 | | | | | | 3 |
| | 認知症対応型共同生活介護 | 20 | 2 | 4 | 7 | | | 33 |
| | 地域密着型特定施設入居者生活介護 | | | | | | | 0 |
| | 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | | | | | | | 0 |
| | 介護予防認知症対応型通所介護 | 1 | | | 4 | | | 5 |
| | 介護予防小規模多機能型居宅介護 | 1 | | | | | | 1 |
| | 介護予防認知症対応型共同生活介護 | 10 | 2 | | 3 | | | 15 |
| | 合計 | 518 | 20 | 32 | 55 | 2 | 5 | 632 |

平成19年度における「改善勧告」件数(都道府県・指定都市・中核市別)

| 都道府県名 | 勧告件数 | |
|--------|------|-----|
| | 都道府県 | 市町村 |
| 北海道 | 3 | 3 |
| 青森県 | 3 | 1 |
| 岩手県 | 5 | 4 |
| 宮城県 | 14 | 3 |
| 秋田県 | 5 | |
| 山形県 | 2 | |
| 福島県 | 1 | |
| 茨城県 | 13 | 3 |
| 栃木県 | 13 | |
| 群馬県 | 56 | 2 |
| 埼玉県 | 30 | |
| 千葉県 | 45 | |
| 東京都 | 64 | |
| 神奈川県 | 24 | 2 |
| 新潟県 | | |
| 富山県 | | |
| 石川県 | | |
| 福井県 | | |
| 山梨県 | 11 | |
| 長野県 | 16 | |
| 岐阜県 | 2 | |
| 静岡県 | | |
| 愛知県 | 6 | |
| 三重県 | 5 | |
| 滋賀県 | 2 | |
| 京都府 | 10 | |
| 大阪府 | 126 | 12 |
| 兵庫県 | 8 | |
| 奈良県 | 2 | |
| 和歌山県 | | |
| 鳥取県 | | |
| 島根県 | | |
| 岡山県 | 2 | 3 |
| 広島県 | | |
| 山形県 | | 2 |
| 徳島県 | | |
| 香川県 | 30 | 7 |
| 愛媛県 | | |
| 高知県 | | |
| 福岡県 | | |
| 佐賀県 | 10 | |
| 長崎県 | 20 | 2 |
| 熊本県 | 8 | 1 |
| 大分県 | 11 | 1 |
| 宮崎県 | 6 | |
| 鹿児島県 | 1 | 3 |
| 沖縄県 | 1 | |
| 都道府県合計 | 555 | 49 |

| 都市名 | 勧告件数 |
|--------|------|
| 札幌市 | |
| 仙台市 | |
| さいたま市 | 14 |
| 千葉市 | |
| 川崎市 | |
| 横浜市 | 2 |
| 新潟市 | |
| 静岡市 | |
| 浜松市 | |
| 名古屋市 | |
| 名古屋 | |
| 京都府 | 2 |
| 大阪府 | |
| 大塚市 | |
| 神戸市 | |
| 広島市 | |
| 北九州市 | |
| 福岡市 | |
| 指定都市合計 | 18 |
| 函館市 | |
| 旭川市 | |
| 青森市 | |
| 盛岡市 | |
| 秋田市 | 3 |
| 郡山市 | |
| いわき市 | |
| 宇都宮市 | |
| 川越市 | |
| 船橋市 | |
| 柏市 | |
| 横須賀市 | |
| 相模原市 | |
| 富山県 | |
| 金沢市 | 1 |
| 長野市 | |
| 岐阜市 | |
| 豊橋市 | |
| 岡崎市 | |
| 豊田市 | |
| 高槻市 | |
| 大東市 | |
| 大阪府 | |
| 姫路市 | |
| 西宮市 | |
| 奈良市 | |
| 和歌山県 | |
| 岡山県 | |
| 倉敷市 | 2 |
| 福山市 | |
| 下関市 | |
| 高松市 | |
| 高知市 | |
| 久米市 | 4 |
| 留米市 | |
| 長崎県 | |
| 熊本県 | |
| 大分県 | |
| 宮崎県 | |
| 鹿児島市 | |
| 鹿儿岛市 | |
| 中核市合計 | 10 |
| 総合計 | 632 |

※上記勧告件数の都道府県・市町村の欄は、都道府県及び管内の市町村が介護サービス事業所に対して改善勧告を行った件数である

平成19年度の「改善命令」のあった介護サービス事業所の内訳

【サービス種別と法人種別による分類(事業所数)】

| | 法人種別 | | | | | | 合計 |
|----------------------|-----------------|-----------|------|--------|--------|-----|----|
| | 営利法人 | 特定非営利活動法人 | 医療法人 | 社会福祉法人 | 地方公共団体 | その他 | |
| サービス種別 | 訪問介護 | 2 | | | | | 2 |
| | 訪問入浴介護 | | | | | | 0 |
| | 訪問看護 | | | | | | 0 |
| | 訪問リハビリテーション | | | | | | 0 |
| | 居宅療養管理指導 | | | | | | 0 |
| | 通所介護 | | | | | | 0 |
| | 通所リハビリテーション | | | | | | 0 |
| | 短期入所生活介護 | | | | | | 0 |
| | 短期入所療養介護 | | | | | | 0 |
| | 特定施設入居者生活介護 | 1 | | | | | 1 |
| | 福祉用具貸与 | | | | | | 0 |
| | 特定福祉用具販売 | | | | | | 0 |
| | 居宅介護支援 | 1 | | | | | 1 |
| | 介護老人福祉施設 | | | | | | 0 |
| | 介護老人保健施設 | | | | | | 0 |
| | 介護療養型医療施設 | | | | | | 0 |
| | 介護予防訪問介護 | 1 | | | | | 1 |
| | 介護予防訪問入浴介護 | | | | | | 0 |
| | 介護予防訪問看護 | | | | | | 0 |
| | 介護予防訪問リハビリテーション | | | | | | 0 |
| | 介護予防居宅療養管理指導 | | | | | | 0 |
| | 介護予防通所介護 | | | | | | 0 |
| | 介護予防通所リハビリテーション | | | | | | 0 |
| | 介護予防短期入所生活介護 | | | | | | 0 |
| | 介護予防短期入所療養介護 | | | | | | 0 |
| | 介護予防特定施設入居者生活介護 | 1 | | | | | 1 |
| | 介護予防福祉用具貸与 | | | | | | 0 |
| | 特定介護予防福祉用具販売 | | | | | | 0 |
| | 介護予防支援 | | | | | | 0 |
| | 夜間対応型訪問介護 | | | | | | 0 |
| | 認知症対応型通所介護 | | | | | | 0 |
| | 小規模多機能型居宅介護 | | | | | | 0 |
| | 認知症対応型共同生活介護 | | | | | | 0 |
| 地域密着型特定施設入居者生活介護 | | | | | | 0 | |
| 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | | | | | | 0 | |
| 介護予防認知症対応型通所介護 | | | | | | 0 | |
| 介護予防小規模多機能型居宅介護 | | | | | | 0 | |
| 介護予防認知症対応型共同生活介護 | | | | | | 0 | |
| 合計 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6 | |

平成19年度における「改善命令」件数(都道府県・指定都市・中核市別)

| 都道府県名 | 命令件数 | |
|--------|------|-----|
| | 都道府県 | 市町村 |
| 北海道 | | |
| 青森県 | | |
| 岩手県 | | |
| 宮城県 | | |
| 秋田県 | | |
| 山形県 | | |
| 福島県 | | |
| 茨城県 | | |
| 栃木県 | | |
| 群馬県 | 1 | |
| 埼玉県 | | |
| 千葉県 | | |
| 東京都 | 2 | |
| 神奈川県 | | |
| 新潟県 | | |
| 富山県 | | |
| 石川県 | | |
| 福井県 | | |
| 山梨県 | | |
| 長野県 | | |
| 岐阜県 | | |
| 静岡県 | | |
| 愛知県 | 3 | |
| 三重県 | | |
| 滋賀県 | | |
| 京都府 | | |
| 大阪府 | | |
| 兵庫県 | | |
| 奈良県 | | |
| 和歌山県 | | |
| 鳥取県 | | |
| 岡山県 | | |
| 広島県 | | |
| 山口県 | | |
| 徳島県 | | |
| 香川県 | | |
| 愛媛県 | | |
| 高知県 | | |
| 福岡県 | | |
| 佐賀県 | | |
| 長門県 | | |
| 熊本県 | | |
| 大分県 | | |
| 宮崎県 | | |
| 鹿児島県 | | |
| 沖縄県 | | |
| 都道府県合計 | 6 | 0 |

| 都市名 | 命令件数 |
|--------|------|
| 札幌市 | |
| 仙台市 | |
| さいたま市 | |
| 千葉市 | |
| 川崎市 | |
| 横浜市 | |
| 新潟市 | |
| 静岡市 | |
| 浜松市 | |
| 名古屋市 | |
| 名古屋市 | |
| 名古屋市 | |
| 京都市 | |
| 大阪市 | |
| 大阪市 | |
| 神戸市 | |
| 広島市 | |
| 北九州市 | |
| 福岡市 | |
| 指定都市合計 | 0 |
| 函館市 | |
| 旭川市 | |
| 青森市 | |
| 盛岡市 | |
| 秋田市 | |
| 山形市 | |
| いわき市 | |
| 宇都宮市 | |
| 川越市 | |
| 船橋市 | |
| 柏市 | |
| 横須賀市 | |
| 相模原市 | |
| 富山市 | |
| 金沢市 | |
| 長野市 | |
| 岐阜市 | |
| 豊橋市 | |
| 岡崎市 | |
| 豊田市 | |
| 高槻市 | |
| 東大阪市 | |
| 姫路市 | |
| 西宮市 | |
| 奈良市 | |
| 和歌山市 | |
| 岡山市 | |
| 倉敷市 | |
| 福山市 | |
| 高松市 | |
| 高松市 | |
| 高知市 | |
| 久米市 | |
| 留米市 | |
| 長崎市 | |
| 熊本市 | |
| 大宮市 | |
| 宮崎市 | |
| 鹿児島市 | |
| 中核市合計 | 0 |
| 総合計 | 6 |

※上記命令件数の都道府県・市町村の欄は、都道府県及び管内の市町村が介護サービス事業所に対して改善命令を行った件数である

平成19年度の「指定の全部又は一部停止」処分のあった介護サービス事業所の内訳

【サービス種別と法人種別による分類(事業所数)】

| | 法人種別 | | | | | | 合計 | |
|----------------------|-----------------|-----------|------|--------|--------|-----|----|---|
| | 営利法人 | 特定非営利活動法人 | 医療法人 | 社会福祉法人 | 地方公共団体 | その他 | | |
| サービス種別 | 訪問介護 | 2 | | | | | 1 | 3 |
| | 訪問入浴介護 | | | | | | | 0 |
| | 訪問看護 | 1 | | | | | | 1 |
| | 訪問リハビリテーション | | | | | | | 0 |
| | 居宅療養管理指導 | | | | | | | 0 |
| | 通所介護 | | | | | | | 0 |
| | 通所リハビリテーション | | | | | | | 0 |
| | 短期入所生活介護 | | | | | | | 0 |
| | 短期入所療養介護 | | | | | | | 0 |
| | 特定施設入居者生活介護 | | | | | | | 0 |
| | 福祉用具貸与 | | | | | | | 0 |
| | 特定福祉用具販売 | | | | | | | 0 |
| | 居宅介護支援 | | | | 2 | 1 | | 3 |
| | 介護老人福祉施設 | | | | | | | 0 |
| | 介護老人保健施設 | | | | | | | 0 |
| | 介護療養型医療施設 | | | | | | | 0 |
| | 介護予防訪問介護 | 1 | | | | | | 1 |
| | 介護予防訪問入浴介護 | | | | | | | 0 |
| | 介護予防訪問看護 | | | | | | | 0 |
| | 介護予防訪問リハビリテーション | | | | | | | 0 |
| | 介護予防居宅療養管理指導 | | | | | | | 0 |
| | 介護予防通所介護 | | | | | | | 0 |
| | 介護予防通所リハビリテーション | | | | | | | 0 |
| | 介護予防短期入所生活介護 | | | | | | | 0 |
| | 介護予防短期入所療養介護 | | | | | | | 0 |
| | 介護予防特定施設入居者生活介護 | | | | | | | 0 |
| | 介護予防福祉用具貸与 | | | | | | | 0 |
| | 特定介護予防福祉用具販売 | | | | | | | 0 |
| | 介護予防支援 | | | | | | | 0 |
| | 夜間対応型訪問介護 | | | | | | | 0 |
| | 認知症対応型通所介護 | | | | | | | 0 |
| | 小規模多機能型居宅介護 | | | | | | | 0 |
| | 認知症対応型共同生活介護 | | | | | | | 0 |
| 地域密着型特定施設入居者生活介護 | | | | | | | 0 | |
| 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | | | | | | | 0 | |
| 介護予防認知症対応型通所介護 | | | | | | | 0 | |
| 介護予防小規模多機能型居宅介護 | | | | | | | 0 | |
| 介護予防認知症対応型共同生活介護 | | | | | | | 0 | |
| 合計 | 4 | 0 | 2 | 1 | 0 | 1 | 8 | |

平成19年度における「指定の全部又は一部停止」処分の件数(都道府県・指定都市・中核市別)

| 都道府県名 | 全部停止 | | 一部停止 | |
|--------|------|-----|------|-----|
| | 都道府県 | 市町村 | 都道府県 | 市町村 |
| 北海道 | | | | |
| 青森県 | | | | |
| 岩手県 | | | | |
| 宮城県 | | | | |
| 秋田県 | | | | |
| 山形県 | | | | |
| 福島県 | | | | |
| 茨城県 | | | | |
| 栃木県 | | | | |
| 群馬県 | | | | |
| 埼玉県 | | | | |
| 千葉県 | | | | |
| 東京都 | | | 1 | |
| 神奈川県 | | | | |
| 新潟県 | | | | |
| 富山県 | | | | |
| 石川県 | | | | |
| 福井県 | | | | |
| 山梨県 | | | 2 | |
| 長野県 | | | | |
| 岐阜県 | | | | |
| 静岡県 | | | | |
| 愛知県 | | | | |
| 三重県 | | | | |
| 滋賀県 | | | | |
| 京都府 | | | | |
| 大阪府 | | | | |
| 兵庫県 | | | | |
| 奈良県 | | | | |
| 和歌山県 | | | | |
| 鳥取県 | | | | |
| 岡山県 | | | | |
| 広島県 | | | | |
| 山形県 | | | | |
| 徳島県 | | | | |
| 香川県 | | | | |
| 愛媛県 | | | | |
| 高知県 | | | | |
| 福岡県 | | | | |
| 佐賀県 | | | | |
| 長崎県 | | | | |
| 熊本県 | | | | |
| 大分県 | | | | |
| 宮崎県 | | | | |
| 鹿児島県 | | | | |
| 沖縄県 | | | | |
| 都道府県合計 | 3 | 0 | 5 | 0 |

※上記全部停止・一部停止件数の都道府県・市町村の欄は、都道府県及び管内の市町村が介護サービス事業所に対して全部停止・一部停止を行った件数である

| 都市名 | 全部停止 | 一部停止 |
|--------|------|------|
| 札幌市 | | |
| 仙台市 | | |
| さいたま市 | | |
| 千葉市 | | |
| 川崎市 | | |
| 横浜市 | | |
| 新潟市 | | |
| 静岡市 | | |
| 浜松市 | | |
| 名古屋市 | | |
| 京都市 | | |
| 大阪市 | | |
| 大塚市 | | |
| 神戸市 | | |
| 広島市 | | |
| 北九州市 | | |
| 福岡市 | | |
| 指定都市合計 | 0 | 0 |
| 函館市 | | |
| 旭川市 | | |
| 青森市 | | |
| 盛岡市 | | |
| 秋田市 | | |
| 郡山市 | | |
| いわき市 | | |
| 宇都宮市 | | |
| 川越市 | | |
| 船橋市 | | |
| 柏市 | | |
| 横須賀市 | | |
| 相模原市 | | |
| 富山県 | | |
| 金沢市 | | |
| 長野市 | | |
| 岐阜市 | | |
| 豊橋市 | | |
| 岡崎市 | | |
| 豊田市 | | |
| 高槻市 | | |
| 東大阪市 | | |
| 姫路市 | | |
| 西宮市 | | |
| 奈良市 | | |
| 和歌山市 | | |
| 岡山県 | | |
| 倉敷市 | | |
| 福山市 | | |
| 下関市 | | |
| 高松市 | | |
| 松山市 | | |
| 高知市 | | |
| 久留米市 | | |
| 長崎市 | | |
| 熊本県 | | |
| 大分県 | | |
| 宮崎県 | | |
| 鹿児島市 | | |
| 中核市合計 | 0 | 0 |
| 総合計 | 3 | 5 |

平成19年度の「指定取消」処分のあった介護サービス事業所の内訳

【サービス種別と法人種別による分類(事業所数)】

| | | 法人種別 | | | | | | 合計 |
|----------------------|-----------------|------|-----------|------|--------|--------|-----|-----|
| | | 営利法人 | 特定非営利活動法人 | 医療法人 | 社会福祉法人 | 地方公共団体 | その他 | |
| サービス種別 | 訪問介護 | 39 | 1 | 1 | | | 1 | 42 |
| | 訪問入浴介護 | 1 | | | | | | 1 |
| | 訪問看護 | 2 | | | | | | 2 |
| | 訪問リハビリテーション | | | | | | | 0 |
| | 居宅療養管理指導 | | | | | | | 0 |
| | 通所介護 | 8 | | | | | | 8 |
| | 通所リハビリテーション | | | | | | | 0 |
| | 短期入所生活介護 | 1 | | | | 1 | | 2 |
| | 短期入所療養介護 | | | | | | | 0 |
| | 特定施設入居者生活介護 | | | | | | | 0 |
| | 福祉用具貸与 | | 1 | | | | | 1 |
| | 特定福祉用具販売 | | 1 | | | | | 1 |
| | 居宅介護支援 | 8 | | | | | | 8 |
| | 介護老人福祉施設 | | | | | 1 | | 1 |
| | 介護老人保健施設 | | | | | | | 0 |
| | 介護療養型医療施設 | | | 2 | | | | 2 |
| | 介護予防訪問介護 | 12 | | | | | 1 | 13 |
| | 介護予防訪問入浴介護 | | | | | | | 0 |
| | 介護予防訪問看護 | 1 | | | | | | 1 |
| | 介護予防訪問リハビリテーション | | | | | | | 0 |
| | 介護予防居宅療養管理指導 | | | | | | | 0 |
| | 介護予防通所介護 | 4 | | | | | | 4 |
| | 介護予防通所リハビリテーション | | | | | | | 0 |
| | 介護予防短期入所生活介護 | 1 | | | | 1 | | 2 |
| | 介護予防短期入所療養介護 | | | | | | | 0 |
| | 介護予防特定施設入居者生活介護 | | | | | | | 0 |
| | 介護予防福祉用具貸与 | | 1 | | | | | 1 |
| | 特定介護予防福祉用具販売 | | 1 | | | | | 1 |
| | 介護予防支援 | | | | | | | 0 |
| | 夜間対応型訪問介護 | | | | | | | 0 |
| | 認知症対応型通所介護 | 2 | | | | | | 2 |
| | 小規模多機能型居宅介護 | | | | | | | 0 |
| | 認知症対応型共同生活介護 | 4 | | | | | | 4 |
| 地域密着型特定施設入居者生活介護 | | | | | | | 0 | |
| 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | | | | | | | 0 | |
| 介護予防認知症対応型通所介護 | 2 | | | | | | 2 | |
| 介護予防小規模多機能型居宅介護 | | | | | | | 0 | |
| 介護予防認知症対応型共同生活介護 | 3 | | | | | | 3 | |
| 合計 | | 88 | 5 | 3 | 0 | 3 | 2 | 101 |

※ 指定取消には、聴聞通知後に廃止届が提出された事業所を含む

平成19年度における「指定取消」処分の件数(都道府県・指定都市・中核市別)

| 都道府県名 | 取消件数 | |
|--------|------|-----|
| | 都道府県 | 市町村 |
| 北海道 | 2 | |
| 青森県 | 2 | |
| 岩手県 | 2 | |
| 宮城県 | | |
| 秋田県 | | |
| 山形県 | | |
| 福島県 | 7 | |
| 茨城県 | 10 | 1 |
| 栃木県 | 1 | |
| 群馬県 | 1 | |
| 埼玉県 | 4 | |
| 東京都 | 17 | 2 |
| 神奈川県 | | |
| 新潟県 | | |
| 富山県 | | |
| 石川県 | | |
| 福井県 | 2 | |
| 山梨県 | | |
| 長野県 | 4 | |
| 岐阜県 | | |
| 静岡県 | 1 | |
| 愛知県 | 3 | |
| 三重県 | | |
| 滋賀県 | 1 | |
| 京都府 | | |
| 大阪府 | 6 | |
| 兵庫県 | 9 | |
| 奈良県 | | |
| 和歌山県 | | |
| 鳥取県 | | |
| 岡山県 | | |
| 広島県 | 8 | |
| 山形県 | | |
| 徳島県 | | |
| 香川県 | | |
| 愛媛県 | 1 | |
| 高知県 | 3 | |
| 福岡県 | | |
| 佐賀県 | 3 | |
| 長崎県 | | |
| 熊本県 | | |
| 大分県 | 3 | |
| 宮崎県 | | |
| 鹿児島県 | | |
| 沖縄県 | | |
| 都道府県合計 | 90 | 3 |

※上記取消(聴聞通知後廃止含)件数の都道府県・市町村の欄は、都道府県及び管内の市町村が介護サービス事業所に対して指定取消(聴聞通知後廃止含)を行った件数である

| 都市名 | | | 取消件数 |
|--------|----|---|------|
| 札幌市 | 幌台 | 市 | |
| 仙台市 | い | 市 | |
| さいたま市 | 葉 | 市 | |
| 千葉市 | 崎 | 市 | |
| 川崎市 | 浜 | 市 | |
| 横浜市 | 瀬 | 市 | |
| 新潟市 | 岡 | 市 | |
| 静岡市 | 松 | 市 | |
| 浜松市 | 古 | 市 | |
| 名古屋市 | 都 | 市 | |
| 京都市 | 阪 | 市 | |
| 大塚市 | | 市 | |
| 堺市 | 戸 | 市 | |
| 神戸市 | 島 | 市 | |
| 広州市 | | 市 | |
| 北九州市 | 九 | 市 | |
| 福岡市 | 岡 | 市 | |
| 指定都市合計 | | | 0 |
| 函館市 | 館 | 市 | |
| 旭川市 | 川 | 市 | |
| 青森市 | 森 | 市 | |
| 盛岡市 | 岡 | 市 | |
| 秋田市 | 田 | 市 | |
| 山形市 | 山 | 市 | |
| いわき市 | わ | 市 | |
| 宇都宮市 | 都 | 市 | 4 |
| 川崎市 | 越 | 市 | |
| 船橋市 | 橋 | 市 | |
| 柏崎市 | | 市 | |
| 相模原市 | 須 | 市 | |
| 相模原市 | 模 | 市 | |
| 相模原市 | 原 | 市 | |
| 金沢市 | 沢 | 市 | |
| 長野市 | 野 | 市 | |
| 岐阜市 | 野 | 市 | |
| 豊橋市 | 豊 | 市 | |
| 岡崎市 | 崎 | 市 | |
| 豊田市 | 田 | 市 | 2 |
| 高槻市 | 槻 | 市 | |
| 大分市 | 大 | 市 | |
| 姫路市 | 路 | 市 | |
| 西宮市 | 宮 | 市 | |
| 奈良市 | 良 | 市 | |
| 和歌山市 | 歌 | 市 | |
| 岡山市 | 山 | 市 | |
| 倉敷市 | 敷 | 市 | |
| 福山市 | 山 | 市 | |
| 下関市 | 関 | 市 | |
| 高松市 | 松 | 市 | |
| 高知市 | 知 | 市 | 2 |
| 久米市 | 留 | 市 | |
| 長崎市 | 崎 | 市 | |
| 熊本市 | 本 | 市 | |
| 大宮市 | 分 | 市 | |
| 宮崎市 | 崎 | 市 | |
| 鹿児島市 | 児 | 市 | |
| 鹿児島市 | 島 | 市 | |
| 中核市合計 | | | 8 |
| 総合計 | | | 101 |

平成19年度の「指定取消」処分にかかる取消事由

| 取消事由 | 人員について、厚生労働省令で定める員数を満たすことができなくなった | 設備及び運営に関する基準に従った、適切な運営ができなくなった | 介護給付費の請求に関して不正 | 帳簿書類の提出命令等に従わず、又は虚偽の報告をした | 質問に対し虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、妨げた | 不正の手段により指定を受けた | 介護保険法その他保健医療若しくは福祉に関する法律等に基づく命令に違反した |
|----------------------|-----------------------------------|--------------------------------|----------------|---------------------------|--------------------------|----------------|--------------------------------------|
| 根拠条文(例) | 第77条第1項第2号 | 第77条第1項第3号 | 第77条第1項第5号 | 第77条第1項第6号 | 第77条第1項第7号 | 第77条第1項第8号 | 第77条第1項第9号 |
| 訪問介護 (42) | 20 | 5 | 17 | 7 | 5 | 25 | 2 |
| 訪問入浴介護 (1) | | | | | | 1 | |
| 訪問看護 (2) | | | | | | 2 | |
| 通所介護 (8) | 3 | 3 | 5 | 5 | 1 | 3 | |
| 短期入所生活介護 (2) | 1 | | 1 | 1 | | 1 | |
| 福祉用具貸与 (1) | | | | | | 1 | |
| 特定福祉用具販売 (1) | | | | | | 1 | |
| 居宅介護支援 (8) | 3 | 5 | 5 | 2 | | 3 | 1 |
| 介護老人福祉施設 (1) | | | 1 | 1 | | | |
| 介護療養型医療施設 (2) | | | 2 | | | | |
| 介護予防訪問介護 (13) | 5 | 3 | 1 | 1 | | 4 | 1 |
| 介護予防訪問看護 (1) | | | | | | 1 | |
| 介護予防通所介護 (4) | 2 | 1 | 1 | | | 2 | |
| 介護予防短期入所生活介護 (2) | 1 | | 1 | | | 1 | |
| 介護予防福祉用具貸与 (1) | | | | | | 1 | |
| 特定介護予防福祉用具販売 (1) | | | | | | 1 | |
| 認知症対応型通所介護 (2) | 2 | | 2 | 2 | | | |
| 認知症対応型共同生活介護 (4) | 2 | | 2 | 2 | 1 | 1 | 1 |
| 介護予防認知症対応型通所介護 (2) | 2 | | 2 | 2 | | | |
| 介護予防認知症対応型共同生活介護 (3) | 2 | | | 1 | 1 | 1 | |
| 合計 (101) | 43 | 17 | 40 | 24 | 8 | 49 | 5 |

※()内は平成19年度に指定取消処分(聴聞通知後廃止を含む)を受けた事業所数

※複数の取消事由により指定取消処分を受けている事業所があるため、取消事業所数と取消事由の数は一致しない

(2) 平成12年度～19年度までの指定取消の状況

平成12年度～平成19年度までの「指定取消」のあった介護サービス事業所の法人種別内訳

【サービス種別と法人種別による分類(事業所数)】

| | 法人種別 | | | | | | 合計 |
|----------------------|------|-----------|------|--------|--------|-----|-----|
| | 営利法人 | 特定非営利活動法人 | 医療法人 | 社会福祉法人 | 地方公共団体 | その他 | |
| 訪問介護 | 184 | 17 | 1 | 6 | | 2 | 210 |
| 訪問入浴介護 | 5 | 1 | | | | | 6 |
| 訪問看護 | 13 | | 4 | | | 2 | 19 |
| 訪問リハビリテーション | | | 2 | | | 2 | 4 |
| 居宅療養管理指導 | | | 5 | | | 4 | 9 |
| 通所介護 | 36 | 5 | 1 | 4 | | | 46 |
| 通所リハビリテーション | | | 7 | 3 | | 4 | 14 |
| 短期入所生活介護 | 1 | | | 3 | 1 | | 5 |
| 短期入所療養介護 | | | 6 | 4 | | | 10 |
| 特定施設入居者生活介護 | 3 | | | 1 | | | 4 |
| 福祉用具貸与 | 20 | 1 | | | | | 21 |
| 特定福祉用具販売 | 1 | 1 | | | | | 2 |
| 居宅介護支援 | 96 | 18 | 10 | 14 | 1 | | 139 |
| 介護老人福祉施設 | | | | | 1 | | 1 |
| 介護老人保健施設 | | | 2 | | | | 2 |
| 介護療養型医療施設 | | | 20 | | 3 | 2 | 25 |
| 介護予防訪問介護 | 22 | 1 | | | | 1 | 24 |
| 介護予防訪問入浴介護 | | | | | | | 0 |
| 介護予防訪問看護 | 2 | | | | | | 2 |
| 介護予防訪問リハビリテーション | | | | | | | 0 |
| 介護予防居宅療養管理指導 | | | | | | | 0 |
| 介護予防通所介護 | 5 | | | | | | 5 |
| 介護予防通所リハビリテーション | | | | | | | 0 |
| 介護予防短期入所生活介護 | 1 | | | | 1 | | 2 |
| 介護予防短期入所療養介護 | | | | | | | 0 |
| 介護予防特定施設入居者生活介護 | | | | | | | 0 |
| 介護予防福祉用具貸与 | | 1 | | | | | 1 |
| 特定介護予防福祉用具販売 | 1 | 1 | | | | | 2 |
| 介護予防支援 | | | | | | | 0 |
| 夜間対応型訪問介護 | | | | | | | 0 |
| 認知症対応型通所介護 | 3 | | | | | | 3 |
| 小規模多機能型居宅介護 | | | | | | | 0 |
| 認知症対応型共同生活介護 | 17 | 3 | | | | | 20 |
| 地域密着型特定施設入居者生活介護 | | | | | | | 0 |
| 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | | | | | | | 0 |
| 介護予防認知症対応型通所介護 | 3 | | | | | | 3 |
| 介護予防小規模多機能型居宅介護 | | | | | | | 0 |
| 介護予防認知症対応型共同生活介護 | 4 | | | | | | 4 |
| 合計 | 417 | 49 | 58 | 35 | 7 | 17 | 583 |

※ 指定取消には、聴聞通知後に廃止届が提出された事業所を含む

平成12年度～平成19年度までの「指定取消」のあった介護サービス事業所の年度別内訳

【都道府県別による分類(事業所数)】

| | 平成 12年度 | 平成 13年度 | 平成 14年度 | 平成 15年度 | 平成 16年度 | 平成 17年度 | 平成 18年度 | 平成 19年度 | | | 合計 |
|---------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|---------------------------|-----|-----|
| | | | | | | | | 取消し | 取消にか かる聴聞 通知後廃 止 | 合計 | |
| 1 北海道 | 0 | 3 | 11 | 7 | 4 | 16 | 3 | 2 | 0 | 2 | 46 |
| 2 青森県 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 3 |
| 3 岩手県 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 1 | 1 | 2 | 0 | 2 | 6 |
| 4 宮城県 | 0 | 0 | 2 | 0 | 8 | 1 | 0 | 2 | 0 | 2 | 13 |
| 5 秋田県 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 6 山形県 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 |
| 7 福島県 | 1 | 0 | 0 | 0 | 6 | 2 | 0 | 5 | 2 | 7 | 16 |
| 8 茨城県 | 0 | 0 | 0 | 3 | 0 | 2 | 0 | 11 | 0 | 11 | 16 |
| 9 栃木県 | 1 | 0 | 3 | 4 | 2 | 1 | 0 | 5 | 0 | 5 | 16 |
| 10 群馬県 | 0 | 1 | 4 | 3 | 2 | 0 | 2 | 0 | 1 | 1 | 13 |
| 11 埼玉県 | 0 | 6 | 2 | 0 | 0 | 0 | 4 | 0 | 0 | 0 | 12 |
| 12 千葉県 | 0 | 0 | 1 | 0 | 6 | 0 | 2 | 4 | 0 | 4 | 13 |
| 13 東京都 | 0 | 3 | 4 | 3 | 5 | 4 | 24 | 19 | 0 | 19 | 62 |
| 14 神奈川県 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 3 | 2 | 0 | 0 | 0 | 7 |
| 15 新潟県 | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 |
| 16 富山県 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| 17 石川県 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 18 福井県 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 10 | 0 | 2 | 0 | 2 | 14 |
| 19 山梨県 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 20 長野県 | 0 | 0 | 0 | 4 | 0 | 0 | 0 | 4 | 0 | 4 | 8 |
| 21 岐阜県 | 0 | 0 | 3 | 3 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 9 |
| 22 静岡県 | 0 | 0 | 3 | 0 | 1 | 2 | 2 | 1 | 0 | 1 | 9 |
| 23 愛知県 | 0 | 0 | 3 | 1 | 2 | 3 | 0 | 2 | 3 | 5 | 14 |
| 24 三重県 | 0 | 4 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 |
| 25 滋賀県 | 0 | 0 | 1 | 3 | 7 | 2 | 2 | 1 | 0 | 1 | 16 |
| 26 京都府 | 0 | 3 | 30 | 12 | 1 | 10 | 3 | 0 | 0 | 0 | 59 |
| 27 大阪府 | 1 | 2 | 10 | 5 | 9 | 2 | 3 | 6 | 0 | 6 | 38 |
| 28 兵庫県 | 0 | 1 | 2 | 0 | 1 | 1 | 6 | 5 | 4 | 9 | 20 |
| 29 奈良県 | 0 | 0 | 2 | 1 | 0 | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 | 6 |
| 30 和歌山県 | 1 | 1 | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 |
| 31 鳥取県 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 32 島根県 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 33 岡山県 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 6 | 2 | 8 | 10 |
| 34 広島県 | 0 | 0 | 0 | 6 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 7 |
| 35 山口県 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| 36 徳島県 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 |
| 37 香川県 | 0 | 0 | 2 | 2 | 0 | 8 | 0 | 0 | 0 | 0 | 12 |
| 38 愛媛県 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 | 0 | 1 | 0 | 1 | 5 |
| 39 高知県 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 1 | 4 | 1 | 5 | 8 |
| 40 福岡県 | 0 | 0 | 0 | 20 | 3 | 8 | 7 | 0 | 0 | 0 | 38 |
| 41 佐賀県 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 2 | 0 | 3 | 0 | 3 | 6 |
| 42 長崎県 | 0 | 3 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 |
| 43 熊本県 | 1 | 0 | 1 | 1 | 1 | 4 | 0 | 3 | 0 | 3 | 11 |
| 44 大分県 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 |
| 45 宮崎県 | 2 | 0 | 1 | 3 | 2 | 2 | 3 | 0 | 0 | 0 | 13 |
| 46 鹿児島県 | 0 | 0 | 0 | 13 | 2 | 2 | 3 | 0 | 0 | 0 | 20 |
| 47 沖縄県 | 0 | 0 | 0 | 2 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 |
| 合計 | 7 | 30 | 90 | 105 | 81 | 96 | 73 | 88 | 13 | 101 | 583 |

※指定都市、中核市も含む

指定取消等事業所に対する介護給付費の返還について

平成12年度～19年度

○年度別の返還請求額及びその返還額

| | 指定取消等 事業所数 | 返還対象 事業所数 | 返還請求額 (百万円) | 返還済額 (百万円) | 不納欠損額 (百万円) | 未済額 (百万円) |
|--------|---------------|--------------|----------------|---------------|----------------|--------------|
| 平成12年度 | 7 | 5 | 30 | 30 | 0 | 0 |
| 平成13年度 | 30 | 25 | 227 | 136 | 3 | 87 |
| 平成14年度 | 90 | 66 | 1,601 | 565 | 579 | 456 |
| 平成15年度 | 105 | 87 | 1,572 | 634 | 121 | 818 |
| 平成16年度 | 81 | 63 | 841 | 403 | 0 | 438 |
| 平成17年度 | 96 | 77 | 1,260 | 831 | 0 | 429 |
| 平成18年度 | 79 | 53 | 505 | 100 | 0 | 406 |
| 平成19年度 | 109 | 90 | 1,855 | 1,127 | 0 | 728 |
| 合計 | 597 | 466 | 7,890 | 3,826 | 703 | 3,362 |

※ 「指定取消等事業所数」は、指定取消(聴聞通知後廃止含む)及び指定の効力の一部又は全部停止を行った事業所数である。

※ 「返還対象事業所数」には、返還額の有無について精査中である事業所も含む。

※ 「返還請求額」には、加算金の額を含む。

※ 「未済額」には分割納付等により返還予定の額を含む。

介護保険課関係

1. 第4期介護保険料の設定について

(1) 介護従事者処遇改善臨時特例交付金の執行について

先般、「介護従事者処遇改善臨時特例交付金」を盛り込んだ第2次補正予算が成立したところであるが、当該交付金の執行については、先般の交付金の所要額調べ等種々御協力いただいているところである。今後、今年度中に交付決定を行う予定であるため、管内市町村において、円滑に実施できるよう格段のご配慮をお願いします。

(2) 第4期介護保険料についての被保険者への周知

第4期の介護保険料については、政府・与党による「生活対策」に基づき、平成21年度の介護報酬改定（プラス3.0%）等により介護従事者の処遇改善を図ることとしつつ、それに伴う介護保険料の急激な上昇を抑制することとされたところである。

この措置を踏まえた第4期の介護保険料の取扱いについては、これまでに全国担当者会議等を通じて示してきているところであるが、平成21年度及び平成22年度の介護保険料については、介護報酬改定に伴う保険料の上昇が抑制されているという今般の措置の趣旨や内容を、被保険者に十分周知されるよう改めてお願いします。

(3) 第4期介護保険料確定額調査

第4期の介護保険料については、各保険者において条例が成立して確定することとなるが、これにより確定した保険料についての調査依頼の発出を3月上旬に予定している。

この調査については、主として以下の事項について調査を行う予定であり、御協力を宜しくお願いします。

なお、本調査の結果についてはとりまとめの上公表する。

【主な調査内容】

- ・介護保険条例に規定された保険料基準額（第4期の各年度の額）
- ・介護保険条例に規定された保険料基準額の平均額
- ・介護従事者処遇改善臨時特例交付金をないものとした場合の保険料基準額（原則通り計画期間単位で算出した保険料基準額）
- ・保険料段階設定数
- ・保険料第4段階の一部軽減実施の有無
- ・保険料基準額に乗じる各段階の乗率
- ・市町村民税課税層の所得区分金額

2. 介護給付の適正化について

(1) 介護給付の適正化の意義等について

ア「介護給付適正化」の意義

- 「介護給付の適正化」を図ることにより、利用者に対する適切な介護サービスを確保するとともに、不適切な給付が削減されることは、介護保険制度の信頼感を高めるとともに、介護給付費や介護保険料の増大を抑制することを通じて、持続可能な介護保険制度の構築に資するものである。

イ 介護給付適正化の推進について

- 各都道府県においては、平成19年度に策定した「介護給付適正化計画」に基づき、その推進に努力されているところである。計画期間内においては、下表の国が示した実施目標も踏まえ、管内市町村において、これらの取組が推進されるよう格段のご配慮をお願いする。

| | 平成 19年度 | 平成 20年度 | 平成 21年度 | 平成 22年度 |
|--|------------|------------|------------|------------|
| 適正化事業 | 100% | 100% | 100% | 100% |
| 要介護認定の適正化 ※認定調査状況チェック | 70% | 85% | 95% | 100% |
| ケアマネジメント等の適切化 ※ケアプランの点検 | 60% | 85% | 95% | 100% |
| ※住宅改修等の点検 | 70% | 85% | 95% | 100% |
| サービス提供体制及び介護報酬請求の適正化 ※「医療情報との突合」・「縦覧点検」 | 60% | 85% | 95% | 100% |
| ※介護給付費通知 | 60% | 85% | 95% | 100% |

(注) ※の5事業を主要適正化事業という。

(2) 介護給付適正化推進経費について

- 各都道府県が策定した「介護給付適正化計画」に基づき、都道府県と保険者が一体となって戦略的に介護給付適正化事業に取り組んでいくことを促進する観点から、介護給付適正化推進事業を実施してきたところ。平成21年度においても、「介護給付適正化計画」の分析・評価等による情報提供及び都道府県が実施する保険者支援業務を推進するための経費として約6千万円を予算措置し、各都道府県に交付する予定としている。
- 事業内容としては、介護給付適正化事業の実施状況及び介護給付費の推移の分析、介護給付適正化評価委員会の設置、介護給付適正化担当者会議の開催、管内保険者に対する適正化事業の指導並びに都道府県の実情に応じたマ

ニュアル等の作成などを予定しているところ。なお、平成21年度においては、介護給付適正化事業を推進するための研修会の開催を新規事業内容として予定している。

- 実施要綱等については、本年4月以降にお示しする予定としている。

(3) 国保連介護給付適正化システムの改修等について

- 平成20年度における国保連介護給付適正化システムの改修については、下記の改修等を行い、機能の拡充・強化を図っているところ。

※ 主な改修内容

- ・ 確認対象項目の強調表示

- 各帳票において、基準値を超えた数字等、確認すべきポイントを明確化

- ・ 福祉用具貸与価格の適正化

- 福祉用具の製品ごと等の価格の分布状況の把握

- 国保連介護給付適正化システムの改修内容の詳細及び運用方法については、本年3月中に国保中央会が予定している各都道府県国保連合会及び都道府県等の担当者を対象とした研修等においてお示しする。
- 平成21年度以降においても、都道府県及び保険者の要望を踏まえながら、国保連介護給付適正化システムの機能の拡充・強化について検討を行っていく予定であるが、各都道府県におかれても、管内の保険者において、国保連介護給付適正化システムから提供される情報を介護給付適正化事業に有効に活用していただくよう、周知徹底願いたい。
- 「介護保険事業等に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」（平成20年9月 総務省）においては、市町村が介護給付適正化事業の効果を把握し、積極的に実施するためには、当該市町村が所在する都道府県において各市町村の介護給付適正化事業による過誤調整（過誤申立）の平均件数等を明らかにすることが一つの方策となると考えられるとされているところ。本システムにより、介護給付適正化事業による過誤申立の市町村平均件数等を把握することが可能であることから、都道府県においては、必要に応じて、こうした情報を管内各市町村に対して提供するなど、本システムの有効な活用を図られたい。

介護保険課資料

1. 高額医療合算介護（予防）サービス費に関するQ & A

高額医療合算介護（予防）
サービス費に関する
Q & A

平成21年2月19日
厚生労働省老健局介護保険課

高額医療合算介護（予防）サービス費に関するQ & A

目次

- 1 高額医療・高額介護合算制度の基本的事項・・・・・・・・・・ 1
- 2 高額医療合算介護（予防）サービス費の介護保険者による再計算について・・・・・・・・・・ 5
- 3 端数計算の方法について・・・・・・・・・・ 11
- 4 精算対象者に対する事務の取扱いについて・・・・・・・・・・ 14
- 5 介護保険者の自己負担額証明書の交付等について・・・・・・・・ 16
- 6 高額医療合算介護（予防）サービス費の支給手続について・ 22
- 7 その他・・・・・・・・・・ 24

1 高額医療・高額介護合算制度の基本的事項

(問1) 高額医療合算介護(予防)サービス費の支給の具体的な手続如何。

(答)

高額医療合算介護(予防)サービス費は、医療及び介護の利用者負担の合計が著しく高額となる者について、その負担を軽減するため、一定の上限額を超える部分について支給するものである。

その具体的な手続は、

- ① 被保険者が基準日(7月31日)に加入する介護保険者に高額医療合算介護(予防)サービス費の支給及び自己負担額証明書の交付に係る申請を8月1日以降に行う。(計算期間中に他の介護保険者に加入したことがあり、その間に介護サービスを利用していれば、当該他の介護保険者にも同様に申請。)
 - ② それぞれの介護保険者は、9月下旬以降の7月サービス分の審査支払終了後(高額介護(予防)サービス費の支給がある場合には、同支給後)に、自己負担額証明書に各月の自己負担額を記載した上、①の申請を行った被保険者に交付する。
 - ③ 被保険者は当該自己負担額証明書を支給申請書に添付し、基準日に加入する医療保険者に申請する。
 - ④ 介護保険者は、10月以降に、当該医療保険者から高額医療合算介護(予防)サービス費の支給額の計算データを受領する。(※)高額医療合算介護(予防)サービス費がない場合は0円という形の計算データを受領することとなる。
- ※ 一部の被保険者(問6の場合)の高額医療合算介護(予防)サービス費については介護保険者にて支給額を計算
- ⑤ 介護保険者は、①の申請を行った被保険者に対して支給決定通知書を送付する。0円という形の計算データを受領した場合は、不支給決定通知書を送付することとなる。
 - ⑥ 高額医療合算介護(予防)サービス費を支給する。

となる。

(問2) 国保窓口又は長寿医療窓口に高額介護合算療養費の申請をすれば介護窓口に申請しなくてもよいいわゆるワンストップサービスを行う場合の具体的な手続如何。

(答)

申請者の申請に係る負担を軽減するため、基準日時点で加入する医療保険が国民健康保険又は長寿医療制度である者については、基本的に国民健康保

険又は長寿医療制度の窓口申請する手続のみでその後の手続等をなくす、いわゆるワンストップサービスの運用をしていただきたい。ただし、住所変更等により、計算期間において基準日時点で加入する医療又は介護の保険者と異なる他の医療又は介護の保険者に加入していた期間を有する場合には、当該他の保険者に対しても申請手続を行い、当該他の保険者から交付された自己負担額証明書を添付して基準日に加入する医療保険者に申請手続を行う必要がある。

国保連に委託している場合のワンストップサービスの具体的な手続は、

- ① 被保険者が基準日（7月31日）に加入する国民健康保険又は長寿医療（以下この問において「国保等」という。）の窓口で高額療養費等の支給及び自己負担額証明書の交付に係る申請を8月1日以降に行う。
 - ② 国保等の医療保険者から送付された申請書をもとに、国保連は医療保険者及び介護保険者ごとそれぞれの自己負担額を記載し、それを各保険者に対してデータを送付する。
 - ③ 各保険者は内容が正しいかどうか確認し、修正があれば修正を行い、国保連に伝達する。
 - ④ 国保連において計算結果連絡票を作成し、各保険者に対して送付する。
 - ⑤ 介護保険者は、被保険者に対して支給決定通知書を送付する。0円という形の計算結果連絡票を受領した場合は、不支給決定通知書を送付する。
 - ⑥ 高額医療合算介護（予防）サービス費を支給する。
- となる。

（問3）計算期間中に世帯構成や所得の変動等で負担限度額が変更になった場合の高額医療合算介護（予防）サービス費の支給はどうか。

（答）

高額医療合算介護（予防）サービス費は、基準日に加入する医療保険の世帯の状況をもとに算定することとなるため、計算期間中に世帯構成や所得の変動等で負担限度額が変更になったとしても、直接その影響を受けることはない。

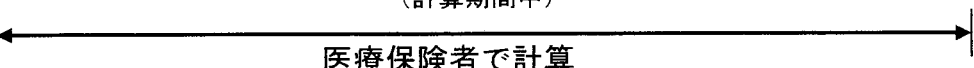
しかし、被保険者に対し、高額介護（予防）サービス費を支給している場合で、高額介護（予防）サービス費の負担限度額が変更になる場合は、高額介護（予防）サービス費の支給分を除いた自己負担額が変動することに留意されたい。

（問4）高額医療合算介護（予防）サービス費制度と高額介護（予防）サービス費制度の関係如何。

（答）

- 1 両制度は相互に独立した制度であり、一方の支給の有無が他方の支給の前提となることはない。例えば高額介護（予防）サービス費が支給されていないことをもって直ちに高額医療合算介護（予防）サービス費が支給されないということにはならない。
- 2 ただし、高額介護（予防）サービス費が支給される場合には、これが支給されてなお残る自己負担額と医療の一部負担金等を合算して、高額医療合算介護（予防）サービス費の支給を計算することとなる。具体的には次ページの例のとおり。
- 3 なお、自己負担額証明書には、なお残る自己負担額を記載することとなる。

(例) 一般世帯において毎月の自己負担額が変わらない場合

| | | |
|--|---|-----------|
| 父 (75歳以上) | | |
| 介護の利用者負担 | | |
| 毎月4万円 | | |
| (高額介護サービス費が2800円支給されるため、なお残る負担額は3.72万円。) | | |
| → 自己負担は毎月3.72万円で計算 | | |
| 3.72 × 12 = 44.64万円 | } | 44.64万円 |
| (計算期間中) | | + 25.36万円 |
| 母 (75歳以上) | | 60万円 |
| 医療の一部負担金等 15.36万円 | | - 56万円 |
| (計算期間中) | | 4万円…(※) |
|  | | |

(※において) 【医療保険者の計算】

$$\text{介護保険者(父)の支給額} = 4\text{万円} \times \frac{44.64}{44.64 + 15.36} = 29,760\text{円}$$

$$\text{医療保険者(母)の支給額} = 4\text{万円} \times \frac{15.36}{44.64 + 15.36} = 10,240\text{円}$$

2 高額医療合算介護（予防）サービス費の介護保険者による再計算について

（問5）介護保険者は、被保険者等の医療保険の自己負担額の情報を独自に入手又は管理する必要があるのか。また、高額医療合算介護サービス費等の支給額について介護保険者が計算する必要があるのか。

（答）

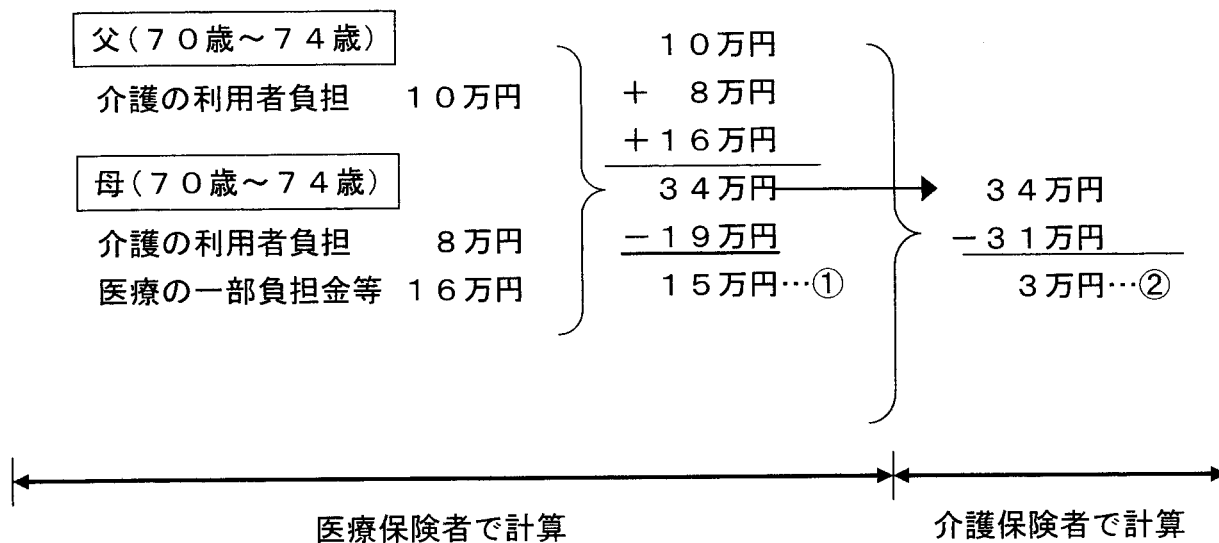
高額医療合算介護サービス費等の支給額の計算は、申請者が基準日に加入する医療保険者において行われ、その計算結果は介護保険者に送付されるので、基本的に介護保険者が支給額を計算する必要はない。ただし、次の問6の場合は介護保険者が再計算することとなる。

（問6）70歳以上の低所得者Ⅰの世帯で介護（予防）サービスの利用者が複数いる場合の取扱い如何。

（答）

この場合においては、まず、基準日に被保険者が加入する医療保険者が原則どおり低所得Ⅰの限度額（19万円）を適用して医療保険者分の支給額を計算した後、当該医療保険者が被保険者等の介護保険、医療保険それぞれの自己負担額等を介護保険者に通知する。その後、介護保険者は低所得者Ⅱの限度額（31万円）を適用して介護保険者分の支給額を再度計算する。具体的には、次ページの例のように行う。

(例) 低所得者 I 世帯で介護保険を利用している者が複数いる場合



(①において) 【医療保険者の計算】

$$\text{医療保険者の支給額} = 15 \text{万円} \times \frac{16}{10+8+16} = 70,588 \text{円}$$

(②において) 【介護保険者の計算】

$$\text{父の支給額} = 3 \text{万円} \times \frac{10}{10+8+16} = 8,823 \text{円}$$

$$\text{母の支給額} = 3 \text{万円} \times \frac{8}{10+8+16} = 7,058 \text{円}$$

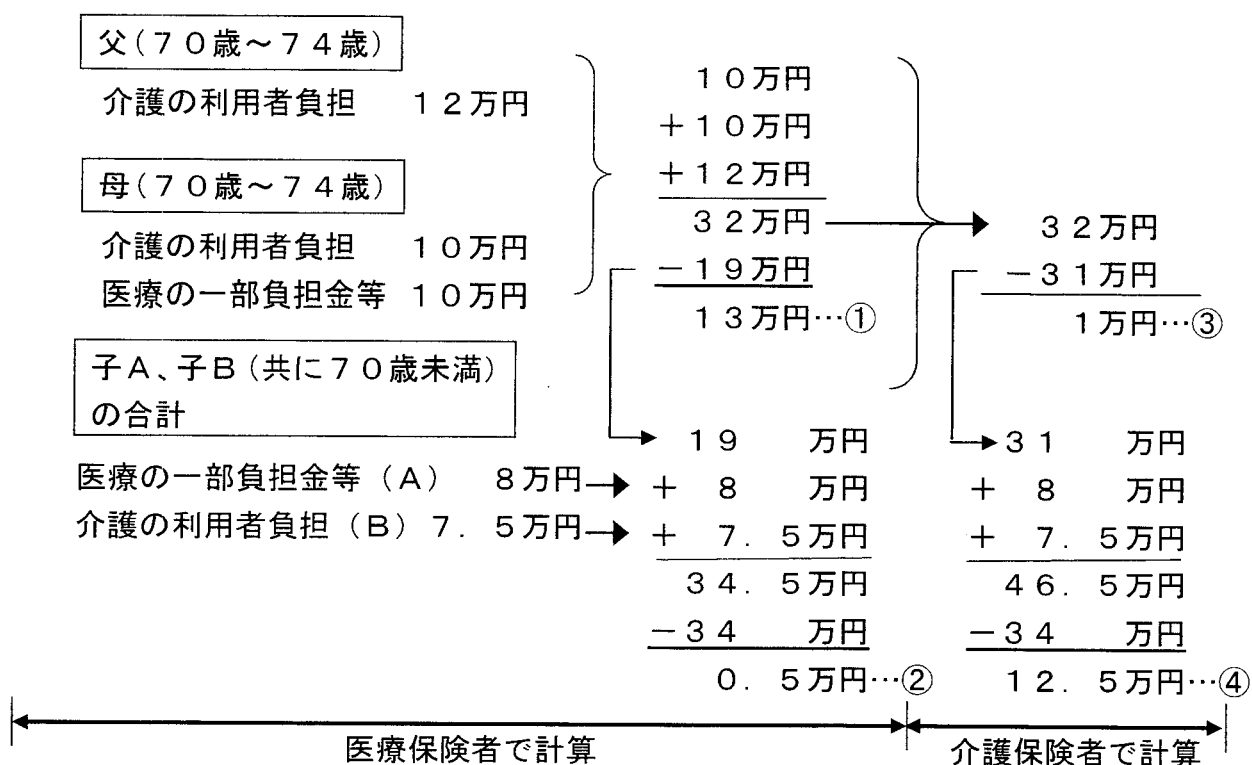
(問7) 70歳未満の者と70歳以上の者(長寿医療制度の被保険者を除く。)が混在する低所得者Ⅰの世帯において、介護(予防)サービスの利用者が70歳以上に複数いる場合についてはどのような計算を行うのか。

(答)

- 1 70歳未満の者と70歳以上の者が混在する場合、まず70歳以上の者の自己負担額の合算額に対し、70歳以上の者の世帯の負担上限額を適用する。その後なお残る自己負担額と70歳未満の者の自己負担額の合算額に対し、70歳未満の者の世帯の負担上限額を適用する。
- 2 具体的には、まず70歳～74歳の者に係る自己負担を合算した額に、「被用者保険又は国民健康保険+介護保険(70歳～74歳の者がいる世帯)」の区分の算定基準額(限度額)を適用して支給額①(次ページの(例)参照)を算出する。次に、当該自己負担を合算した額から上記の支給額①を控除して算出する70歳～74歳の者に係るなお残る自己負担額と、70歳未満の者に係る自己負担を合算した額とを合算した額に、「被用者保険又は国民健康保険+介護保険(70歳未満の者がいる世帯)」の区分の限度額を適用して支給額②(次ページの(例)参照)を算出する。
- 3 上記1、2については医療保険者が計算し、計算結果が介護保険者に送付される。ただし、当該事案は70歳以上の低所得者Ⅰの世帯で介護(予防)サービスの利用者が複数いる場合に該当するので、介護保険者側で70歳以上の者への高額医療合算介護(予防)サービス費の支給について再計算する必要があり、低所得者Ⅱの限度額(31万円)を適用して介護保険者の支給額③(次ページの(例)参照)を算出する。

さらに、子供が介護を受けている場合については、子供の分の高額医療合算介護(予防)サービス費を考える必要があるが、具体的には次ページの例を参照されたい。

(例) 低所得者 I 世帯で介護保険を利用している者が複数いる場合 (父が世帯主)



【医療保険者の計算】

(①において)

$$\text{医療保険者の支給額} = 13\text{万円} \times \frac{10}{12+10+10} = \underline{40,625\text{円}}$$

$$\text{介護保険(父)の支給額} = 13\text{万円} \times \frac{12}{12+10+10} = 48,750\text{円}$$

$$\text{介護保険(母)の支給額} = 13\text{万円} \times \frac{10}{12+10+10} = 40,625\text{円}$$

(②において)

$$\text{医療保険者の支給額} = 0.5\text{万円} \times \frac{\{10-4.0625\}+8}{19+8+7.5} = \underline{2,019\text{円}}$$

$$\text{介護保険(父)の支給額} = 0.5\text{万円} \times \frac{12-4.875}{19+8+7.5} = 1,032\text{円}$$

$$\text{介護保険(母)の支給額} = 0.5\text{万円} \times \frac{10-4.0625}{19+8+7.5} = 863\text{円}$$

$$\text{介護保険（子）の支給額} = 0.5\text{万円} \times \frac{7.5}{19+8+7.5} = 1,086 \text{円}$$

→ この結果が介護保険者に送付される。

【介護保険者の再計算】

(③において)

$$\text{介護保険（父）の支給額} = 1\text{万円} \times \frac{12}{12+10+10} = \underline{3,750\text{円}}$$

$$\text{介護保険（母）の支給額} = 1\text{万円} \times \frac{10}{12+10+10} = \underline{3,125\text{円}}$$

$$\text{医療保険の支給額（仮定）} = 1\text{万円} \times \frac{10}{12+10+10} = 3,125\text{円}$$

(④において)

$$\text{介護保険（父）の支給額} = 12.5\text{万円} \times \frac{12-0.375}{31+8+7.5} = \underline{31,250\text{円}}$$

$$\text{介護保険（母）の支給額} = 12.5\text{万円} \times \frac{10-0.3125}{31+8+7.5} = \underline{26,041\text{円}}$$

$$\text{介護保険（子）の支給額} = 12.5\text{万円} \times \frac{7.5}{31+8+7.5} = \underline{20,162\text{円}}$$

$$\text{医療保険の支給額（仮定）} = 12.5\text{万円} \times \frac{(10-0.3125)+8}{31+8+7.5} = 47,547\text{円}$$

※ 下線部は実際に支給される額

よって合計は、

$$\text{医療保険者の支給額} = 40,625 + 2,019 = 42,644\text{円}$$

$$\text{介護保険者の支給額} = 84,328\text{円}$$

$$\left[\begin{array}{l} \text{うち、父の支給額} = 3,750 + 31,250 = 35,000\text{円} \\ \text{母の支給額} = 3,125 + 26,041 = 29,166\text{円} \\ \text{子の支給額} = 20,162\text{円} \end{array} \right]$$

(問8) 70歳以上の低所得者Ⅰの世帯で介護(予防)サービスの利用者が複数いる場合、その利用者負担限度額が合算制度の限度額(31万円)を下回っていれば高額医療合算介護(予防)サービス費は支給しないのか。また、その場合でも70歳未満の者と合算した場合、合算制度の限度額(34万円)を超えれば高額医療合算介護(予防)サービス費は支給するという理解でよいか。

(答)

貴見の通り。なお、その計算方法は、問7と同様(支給額③の部分は零として再計算する。)

(問9) 介護保険者が再計算を行った場合、介護保険者から医療保険者へ計算結果データに対する回答が必要か。

(答)

介護保険者が再計算した計算結果について、医療保険者にフィードバックすることは想定していない。

3 端数計算の方法について

(問10) 費用負担額の按分の際の端数処理はどうするのか。

(答)

端数処理を四捨五入により行くと、関係する医療保険の被保険者（国民健康保険の場合は世帯主をいう。以下同じ。）又は介護保険の被保険者（以下「合算対象被保険者（※）」という。）が3者以上となる場合に、総支給額と各合算対象被保険者の支給額の合計に誤差が生じる場合がある。

このことから、各合算対象被保険者のうち、支給額が最も少額となる者以外の合算対象被保険者の1円未満の端数は切り捨て、この切り捨てた額を支給額が最も少額となる合算対象被保険者の額に足し上げることにより、総支給額と各合算対象被保険者の支給額の合計額とが一致するよう調整することとする。具体例は次ページの通り。

※ 医療保険の被保険者と介護保険の被保険者が同一であるときについても、別々の合算対象被保険者として考える。

(例) 端数計算の例 (国民健康保険に加入する一般世帯の場合)

| | | |
|--|---|--------|
| 父 (世帯主。65～69歳) | | |
| 医療の一部負担金等 : 20万円 | } | 20万円 |
| 介護の利用者負担 : 20万円 | | + 20万円 |
| | | + 20万円 |
| | | + 15万円 |
| 母 (65歳～69歳) | | 75万円 |
| 医療の一部負担金等 : 20万円 | | - 67万円 |
| 介護の利用者負担 : 15万円 | | 8万円 |
| <div style="border-top: 1px solid black; width: 100%; margin-bottom: 5px;"></div> 医療保険者で計算 | | |

(※において) 【医療保険者の計算】

$$\text{国保の支給額} = 8\text{万円} \times \frac{20+20}{20+20+20+15} = 42,666\text{円}$$

(42,666.666…となるが切り捨て)

$$\text{介護保険 (父) の支給額} = 8\text{万円} \times \frac{20}{20+20+20+15} = 21,333\text{円}$$

(21,333.333…となるが切り捨て)

$$\text{介護保険 (母) の支給額} = 8\text{万円} \times \frac{15}{20+20+20+15} = 16,001\text{円}$$

※ 本来 16000円となるが、最も支給額が少額の者であるため、端数 (1円) を足した額 (16001円) となる。

(問 1 1) 費用負担額が最も少額となる合算対象被保険者が複数いる場合についてはどうのように計算するのか。

(答)

支給額が最も少額となる合算対象被保険者が複数いる場合の端数を上乘せする順位は、当該被保険者に対して支給を行う保険者の事務負担等に考慮し、以下の順位(1 > 2 > 3 > 4)で行う。

- 1 介護保険の被保険者・医療保険の被保険者で競合した場合
介護保険の被保険者に端数を上乘せする。
- 2 医療保険者 A (基準日に加入する保険者でない) の被保険者・医療保険者 B (基準日に加入する保険者) の被保険者で競合した場合
医療保険者 A に端数を上乘せする。
- 3 医療保険者 C (基準日に加入する被保険者でない) の被保険者・医療保険者 D (基準日に加入する保険者でない) の被保険者で競合した場合
端数を上乘せする順位は以下の順位とする。
長寿医療 > 国民健康保険 > 被用者保険
- 4 同一保険者(介護保険又は長寿医療制度の場合のみ)内の被保険者間で競合した場合
被保険者番号が小さい者に端数を上乘せする。

(問 1 2)

低所得者 I 該当で介護サービス利用者が複数いる世帯の場合、介護保険者で再計算を行う際、医療保険者の限度額とは異なる限度額を適用することとなっており、医療保険者・介護保険者で共通の端数処理を行うことができないと考えられるが如何。

(答)

異なる限度額を適用することから、医療保険者、介護保険者それぞれにおいて端数処理を行えばよく、共通の端数処理はする必要がない。

4 精算対象者に対する事務の取扱いについて

(問13) 計算期間の途中において、死亡などにより公的医療保険の加入者でなくなった世帯員（以下「精算対象者」という。）がいる場合において、当該者がそれまでに負担した費用の取扱いについてはどうなるのか。

(答)

精算対象者としては、死亡した者、海外移住者、生活保護の受給を開始した者などが考えられる。死亡者については、死亡した時点までの世帯の負担額を合算対象として、当該死亡者に係る支給額を基準日に加入する医療保険者が計算する。海外移住者又は生活保護の受給等により被保険者でなくなった者についても同様に、資格喪失日の前日時点までの世帯の負担額をもとに計算する。このとき、精算対象者の基準日は資格喪失日の前日（死亡した日、海外移住した日、生活保護の受給を開始した日）となる。

ただし、海外移住者又は生活保護受給者は、同一の計算期間内に再び公的医療保険の加入者となる場合については、7月31日を基準日として計算する。

その具体的な手続は、死亡者とその他の精算対象者で異なり、それぞれ以下の通りである。なお、ワンストップサービスに係る具体的な手続は問2に準じる。

【死亡者に対する高額医療合算介護（予防）サービス費の支給】

- ① 死亡者の家族等（以下「精算申請人」という。）は、基準日（死亡日）に加入する介護保険者及び計算期間（前年8月1日～基準日）中に属したことがある介護保険者に自己負担額証明書の申請を行う。このとき、同じ医療保険加入者世帯に属する者（以下「合算対象者」という。）についても自己負担額証明書の交付に係る申請を行う。
- ② 介護保険者は、およそ基準日の2ヶ月後以降に、死亡者の自己負担額証明書に当該基準日までの各月の自己負担額をそれぞれ記載した上、精算申請人に交付する。このとき合算対象者の分の自己負担額証明書も当該基準日までの自己負担額を記載し、交付することとなる。
- ③ 精算申請人は、当該自己負担額証明書（合算対象者の分を含む。）を支給申請書に添付し、死亡者が基準日（死亡日）に加入する医療保険者に申請する。
- ④ 介護保険者は、当該医療保険者から高額医療合算介護（予防）サービス費の支給額の計算データを受領する。高額医療合算介護（予防）サービス費がない場合は0円という形の計算データを受領することとなる。
- ⑤ 介護保険者は、申請書に記載された住所に支給決定通知書を送付する。0円という形の計算データを受領した場合は、不支給決定通知書を送付することとなる。

⑥ 高額医療合算介護（予防）サービス費を支給する。

【死亡者の合算対象者に対する高額医療合算介護（予防）サービス費の支給】

死亡者の合算対象者については、7月31日（基準日）の後に改めて自己負担額証明書の交付に係る申請及び支給申請を行うこととなる。そのとき合算対象となるのは、合算対象者のみの自己負担額であり、死亡者分の自己負担額は含まない。

【死亡者以外の精算対象者及びその合算対象者に対する高額医療合算介護（予防）サービス費の支給】

死亡者以外の精算対象者である海外移住者又は生活保護受給者等は、7月31日までに再び公的医療保険の加入者となる場合がある。そのため、自己負担額証明書の交付に係る申請は基準日（資格喪失日の前日）以後に受け付けることは可能であるが、運用上、7月31日以降に通常の手順で自己負担額証明書を交付することとする。

その場合、仮に7月31日までに再び公的医療保険の加入者となった場合は問1と同様であり、ならなかった場合は死亡者のケースと同様である。合算対象者の取扱いも問1及び死亡者のケースにそれぞれ準じる。

（問14）死亡者の支給額計算において、資格喪失日の前日（死亡日）を基準日として計算するとされているが、合算対象者について自己負担額証明書に記載する自己負担額は、基準日の属する月において、基準日以前の自己負担額に限定されるのか。例えば、同一世帯に被保険者A・Bの二人がいて、Aが9月10日に死亡・Bが9月中医療入院していた場合、Aの支給額を計算する際にBの自己負担額は9月10日までと9月11日以降に分けないといけないのか。

（答）

この場合、月途中で生存者の自己負担額を分けて把握することは困難であるため、運用上、精算対象者が死亡した月については、合算対象者の自己負担分の月額を合算対象とする取り扱いとすることとする。よって、本事例においてBの自己負担額を分ける必要はない。

（問15）死亡者の支給額計算において、限度額を月割する必要はないか。

（答）

一年間の自己負担額について限度額が設定されているため、月割する必要はない。

5 介護保険者の自己負担額証明書の交付等について

(問16) 自己負担額証明書の申請時に領収書の添付が必須か。1年分の領収書を利用者本人が保管し、それを保険者が確認するのは困難と考えられるが如何。

(答)

自己負担額証明書の申請時に領収書の添付は必要ない。介護保険者は、国保連からのデータ等をもとに、各月の自己負担額を算出することとなる。

(問17) 介護保険の被保険者本人以外の者が、介護保険者への支給申請及び自己負担額証明書の交付に係る申請を行う際には、委任状等は必要となるのか。

(答)

基本的に本人以外の者による申請には委任状等が必要である。ただし、支給後の振込先が被保険者本人名義の口座である場合など受給者と当該申請に係る被保険者の同一性が確保されていると認められる場合には、委任状を求めない取り扱いとすることが可能である。

(問18) 自己負担額証明書に記載する自己負担額は高額介護（予防）サービス費による支給額を除いた自己負担額か。その場合、申請がされていない等の理由で、実際に支給していない高額介護（予防）サービス費もそこに含めて考えてよいか。

(答)

1 自己負担額証明書に記載する計算期間内の各月の自己負担額は、高額介護（予防）サービス費が支給される場合には当該支給額を控除した自己負担額であり、高額介護（予防）サービス費についての実際の申請や支給の有無を問わない。（介護保険法施行令第22条の3第2項第1号、第3号）

2 なお、高額介護（予防）サービス費の支給の申請については、高額医療合算介護（予防）サービス費の自己負担額証明書の申請の際に勧奨するなど適切な対応をとることが必要である。

(問19) 自己負担額証明書に記載する自己負担額は社会福祉法人による利用料の軽減措置後の自己負担額か。

(答)

貴見の通り。高額介護サービス費の支給と同様の取扱いである。

(問20) 自己負担額証明書の「自己負担額」について、市町村が単独事業として自己負担額の軽減を行っている場合、当該軽減後の自己負担額を表記するのか。

(答)

高額医療・高額介護合算制度は、支給事務が同一の保険者及び同一の保険制度間で完結しないため、全国統一的に事務を取り扱う必要があることから、軽減前の自己負担額を記載することとする。

(問21) 月の途中で転出又は転入している場合、自己負担額証明書の自己負担は転出先の市町村又は転入する前の市町村の自己負担も含めて記入するのか。

(答)

計算期間内に市町村の転出・転入を行い、介護保険者が計算期間内において異なることとなった場合、被保険者は転出前の保険者及び転出後の保険者それぞれに自己負担額証明書の交付に係る申請を行うこととなる。よって各保険者がそれぞれ当該保険者において被保険者が負担した自己負担額を記載することとなる。

(問22) 精算対象者についての自己負担額証明書の記載方法如何。

(答)

死亡者については、8月1日(初年度は4月1日)から基準日(死亡日)までの自己負担額を記載する。また、死亡者の合算対象者については基準日が属する月までの自己負担額を記載する。

死亡者以外の精算対象者及びその合算対象者については、自己負担額証明書の交付を7月31日以降に行う場合以外は、通常の手続き又は死亡者についての手続きに準じた取扱いとなる。

(問23) 高額医療合算介護(予防)サービス費は給付制限の対象となるが、その取扱い如何。

(答)

1 給付額減額期間中の自己負担額については、介護保険法第69条第4項の規定の趣旨に鑑み、高額医療合算介護(予防)サービス費の算定の際、合算の対象としない。

2 すなわち、介護保険者は、自己負担額証明書に各月ごとに自己負担額を記載する際に、給付額減額期間中の自己負担額については零と記載し、当該月の摘要欄に給付額減額と記載することとする。また、計算期間途中で給付額減額期間が終了した場合はその終了の翌月から自己負担額を記載することとし、自己負担額証明書を交付する。

3 なお、被保険者が高額医療合算介護（予防）サービス費の自己負担額証明書を申請する際、給付額減額期間については自己負担額が零とされることを十分に周知されたい。

(問24) 計算期間途中、1年6ヶ月以上の滞納による「保険給付の一時差止」が行われている場合の自己負担額証明書の記載方法如何。

(答)

自己負担額証明書に記載する額については、9割の保険給付において保険料が控除されているか否かを問わず、1割負担分をそのまま記載することとなる。

(問25) 自己負担額証明書中70歳から74歳までの者の自己負担額を記載する欄（「うち70歳～74歳の者に係る自己負担額」欄）があるが、

① 月途中で70歳の誕生日を迎えた場合

② 月途中で75歳の誕生日を迎えた場合

は、当該月の自己負担額についてどのように記載すればよいか。

(答)

① 介護保険法施行令第22条の3第3項の規定により、誕生日の属する月の翌月以後に受けた介護サービスに係る自己負担額を、「うち70歳～74歳の者に係る自己負担額」欄に記載することとなる。

② 75歳以上の者と75歳未満の者についていずれの限度額を適用するかは、基準日現在で75歳に達しているか否かで判断するため、通常の欄に自己負担額を記載すれば足る。

(問26) 介護保険の給付情報が国保連から届くのは審査等を経て2ヶ月後となる。そうすると利用者の計算期間中（前年8月～7月）の自己負担を保険者が完全に把握できるのは計算期間終了後の9月中旬以降となるが、自己負担額証明書の交付はそれ以降でよいか。

(答)

貴見のとおり。自己負担額証明書の交付に係る申請は基準日以降行われる

が、自己負担額証明書の交付は、7月分の自己負担額を把握してそれを自己負担額証明書に記載の上、行うこととなる。なお、計算期間中で被保険者が転出したとき等7月分の自己負担額を記載する必要がないときなどは、各月の自己負担額がわかり次第交付することができる。

(問27) 自己負担額証明書の交付は計算期間内でも可能か。また、いつまで交付することが可能か。

(答)

自己負担額証明書は、基本的に計算期間内における自己負担額を記載して交付するものなので原則として7月31日以後に交付することとなる。しかし、計算期間中に死亡したことなどにより医療保険加入者でなくなった場合は、その日の前日を基準日とみなして当該者について精算することとなるので、当該者及びその者の合算対象者について自己負担額証明書を交付することとなる。

また、自己負担額証明書は、高額医療合算介護（予防）サービス費の支給が時効消滅によりできなくなるまでは交付することが可能である。

(問28) 介護保険法施行規則第83条の4の4第3項に、計算期間の末日以降2年間に基準日に加入する医療保険者から計算結果の送付がない場合には、介護保険者等は、申請者に確認することにより、申請は取り下げられたものとみなすことができるとあるが、

- ① あくまで、申請の取り下げを意味するだけで、再申請を妨げるものではないのか。
- ② 計算期間の末日以降2年間とする根拠は何か。
- ③ 申請が取り下げられたものとみなした後に、基準日に加入する医療保険者からの計算結果の送付があった場合にはどのように取り扱うのか。

(答)

- ① 貴見のとおり。
- ② 高額医療合算介護（予防）サービス費の消滅時効期間が2年間であることと概ね平仄をとったものである。
- ③ 申請者に確認する際、基準日に加入する医療保険者への支給申請の有無を確認し、このような事態が生じないようご留意いただきたい。仮にこのような事態が生じた場合は、申請の取り下げがなく、当初の申請日に申請があったものとして取り扱われたい。

(問29) 自己負担額証明書の交付にかかる証明手数料は各自治体の規定に

基づき徴収することになるのか。それとも国が定めるのか。

(答)

自己負担額証明書の交付は、高額医療合算介護（予防）サービス費の支給事務に必要なものであるため、その負担を申請者に帰し、証明手数料を徴収することは適当でない。

(問30) 自己負担額証明書を交付した後に、過誤、所得更正等により自己負担額に変更が生じた場合、修正後の証明書を被保険者に交付する必要があるのか。また、既に高額医療合算介護（予防）サービス費を支給していた場合の返還金等の取扱い如何。

(答)

- 1 自己負担額証明書を交付する前に、過誤、所得更正等により自己負担額に変更があった場合は、修正後の自己負担額を証明書に記載することとなる。
- 2 自己負担額証明書交付後に、過誤、所得更正等により、自己負担額に変更が生じた場合、修正後の自己負担額を記載した証明書を申請者に交付し直す必要がある。その際、次の手順を参考にされたい。
 - ① 基準日の医療保険者に対し、申請者の自己負担額の修正があったことを連絡するとともに、当該申請者から支給申請が既になされているかどうかを確認する。
 - ② 申請者が支給申請手続をしていないことがわかった場合は、自己負担額証明書を申請者に再交付し、送付するとともに、当該証明書の修正があったことを伝え、当該修正後の証明書を基準日の医療保険者への申請の際、提出するよう連絡すること。
 - ③ 申請者が支給申請手続を既にしていた場合は、基準日の医療保険者に修正した自己負担額証明書を送付し再度計算を依頼すること。また同時に、申請者に対し自己負担額証明書を送付し、修正があった旨及びその理由を申し添えること。
- 3 既に高額医療合算介護（予防）サービス費を支給している場合は、自己負担額が変更になった場合、当該介護保険者の高額医療合算介護（予防）サービス費の額が変更になるだけでなく、その他の介護保険者や医療保険者の高額医療合算介護（予防）サービス費及び高額介護合算療養費の額もまた変更となる。よって基本的には2であげた①及び③の手続きをとることが考えられるが、特に申請者に対し、修正の理由等を連絡し、さらに高額医療合算介護（予防）サービス費の加減が生じることを十分に伝えることが必要である。その後、医療保険者等が再計算を行い、各保険者ごとに

申請者に対し、高額医療合算介護（予防）サービス費等の支給又はその返還を求めていくこととなる。

（問 3 1）自己負担額証明書の交付に消滅時効は存在するのか。存在するとすれば、その起算点はどの時点となるか。

（答）

自己負担額証明書の交付自体は権利義務を伴うものではないため、消滅時効には服さない。しかし、高額医療合算介護（予防）サービス費の支給については消滅時効に服するため、当該支給を受ける権利が時効により消滅したときは、当該支給に係る自己負担額証明書は交付する必要がない。

（問 3 2）高額医療・高額介護合算制度の経過措置により、初年度については、計算期間は平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 7 月 31 日まで（16 カ月）とされている。一方、平成 20 年 8 月以降に負担が集中している場合など、（16 カ月で算出した支給額）＜（12 カ月（平成 20 年 8 月 1 日～平成 21 年 7 月 31 日）で算出した支給額）となる場合には、通常の方法により算出した額を支給額とするとされている。この場合において、介護保険者側では、16 カ月か 12 カ月かどちらの支給額が高くなるかの計算は不可能であるが自己負担額証明書の交付について、どのように対応すればよいか。

（答）

介護保険者は、16 カ月分の自己負担額証明書を交付すればよい。医療保険者側で 12 カ月と 16 カ月の支給額を比較し、決定する。

6 高額医療合算介護（予防）サービス費の支給手続について

（問 3 3）計算期間内に転出、転入した場合、被保険者が転出入前後両方の介護保険者に自己負担額証明書の交付に係る申請を行うと考えられるが、その場合、高額医療合算介護（予防）サービス費の支給の事務手続はどのようになるか。

（答）

申請者は両方の介護保険者からそれぞれ自己負担額証明書を受け取り、基準日の医療保険者に対する支給申請に添付する。当該医療保険者はそれぞれの介護保険者が負担する高額医療合算介護（予防）サービス費の額を計算し、各介護保険者に支給額を通知する。各介護保険者は、当該支給額をそれぞれ支給する。

（問 3 4）高額医療合算介護サービス費と高額医療合算介護予防サービス費は区分けして支給する必要があるのか。

（答）

運用上、支給決定通知書で区分けして支給する必要はない。ただし、給付管理上は自己負担のサービス内容（ある月において居宅サービス等と介護予防サービス等がともにある場合は、当該月に受けたサービスは全て居宅サービス等とする。）で按分して区分けすることとする。

（問 3 5）高額医療合算介護（予防）サービス費は保険給付であるため、消滅時効期間は2年間か。また、その起算点はどの時点となるか。

（答）

貴見のとおり。高額医療合算介護（予防）サービス費は保険給付であるため、介護保険法第200条第1項により、消滅時効期間は2年間である。

その起算点は、被保険者が高額医療合算介護（予防）サービス費の請求権を行使しうる基準日の翌日と解される。

（問 3 6）高額医療合算介護（予防）サービス費も高額介護サービス費同様個別の勧奨を行うのか。

（答）

高額医療合算介護（予防）サービス費は、基準日の医療保険者が、同一医療保険世帯内における医療及び介護の自己負担額を全て把握して当該支給額の計算を行う仕組みとしており、個々の介護保険者、医療保険者が個別の勧

奨を行うことは困難であるため、それを行うことは想定していない。

7 その他

(問37) 70歳～74歳の患者負担の見直し(1割→2割)が平成20年4月から平成21年3月までの1年間凍結されることを踏まえ、平成20年4月以後の高額療養費制度の限度額の見直しも凍結されるとのことだが、合算制度の限度額の変更はあるのか。

(答)

高額療養費制度における70歳～74歳の一般所得の者の限度額は、75歳以上の一般所得の者の限度額と同額に据え置かれることから、合算制度においても、70歳～74歳の一般所得の者の限度額は、75歳以上の一般所得の者の限度額と同額(56万円)に変更するものとする。なお、高額療養費制度におけるこの措置は平成22年度まで延長されているため、合算制度においては、初年度の計算期間だけでなく次年度の計算期間においても同様の限度額とする。

(問38) 高額医療合算介護(予防)サービス費に係る医療費控除の取扱い如何。

(答)

基準日が属する年の医療費控除分(1月1日から12月31日までの対象となる自己負担額の合算)から高額医療合算介護(予防)サービス費の支給額を控除することとなる。

**2. 社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る
利用者負担額軽減制度事業実施要綱改正案**

○「低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減制度の実施について」（平成12年5月1日老発第474号）（抄）

【新旧対照表】

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減制度の実施について</p> <p>(別添2) 社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱</p> <p>1 目的 (略)</p> <p>2 実施主体 (略)</p> <p>3 実施方法 (略)</p> <p>4 留意事項 (1) (略) (2) <u>介護保険制度における高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費並びに高額医療合算介護サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費との適用関係については、本事業に基づく軽減制度の適用をまず行い、軽減制度適用後の利用者負担額に着目して支給を行うものとする。</u> その際、<u>高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費との適用関係については、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設及び小規模多機能型居宅介護を利用する利用者負担第2段階の者のサービス費に係る利用者負担について、高額介護サービス費の見直しにより、本事業に基づく軽減を上回る軽減がなされることになることから、事業主体の負担に鑑み、当該部分について本事業の軽減の対象としないこととして差し支えない。</u> また、介護保険制度における特定入所者介護サービス費及び特定入所者介護予防サービス費との適用関係については、特定入所者介護サービ</p> | <p>低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減制度の実施について</p> <p>(別添2) 社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱</p> <p>1 目的 (略)</p> <p>2 実施主体 (略)</p> <p>3 実施方法 (略)</p> <p>4 留意事項 (1) (略) (2) <u>介護保険制度における高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費との適用関係については、本事業に基づく軽減制度の適用をまず行い、軽減制度適用後の利用者負担額に着目して高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費の支給を行うものとする。</u> その際、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設及小規模多機能型居宅介護を利用する利用者負担第2段階の者のサービス費に係る利用者負担については、<u>高額介護サービス費の見直しにより、本事業に基づく軽減を上回る軽減がなされることになることから、事業主体の負担に鑑み、当該部分について本事業の軽減の対象としないこととして差し支えない。</u> また、介護保険制度における特定入所者介護サービス費及び特定入所者介護予防サービス費との適用関係については、特定入所者介護サービス費及び特定入所者介護予防サービス費の支給後の利用者負担額につい</p> |

ス費及び特定入所者介護予防サービス費の支給後の利用者負担額について、本事業に基づく軽減制度の適用を行うものとする。

(3)~(4) (略)

5 (削除)

て、本事業に基づく軽減制度の適用を行うものとする。

(3)~(4) (略)

5 税制改正に伴う特例措置

(1) 目的

平成17年度税制改正（高齢者の非課税限度額の廃止）の影響により、これまで市町村民税世帯非課税者であった者のうち一定の年金収入等を有する者は利用者負担第4段階に上昇することとなる。こうした者のうち、利用者負担段階が2段階以上上昇する者については、補足給付や高額介護サービス費について上昇を1段階に留める措置を講ずることとしているが、利用者負担段階が1段階上昇する者（利用者負担段階が第3段階から第4段階に上昇する者）であっても、年金収入等の低い者が個室の介護保険施設に入居している場合等には、利用料が相当程度上昇することにより、負担が困難になる場合もあると考えられる。このため、これらの者について経過措置として本事業に基づく軽減の対象とすることにより、利用者負担の急激な増加を抑えることとする。

(2) 実施方法等

本経過措置による軽減の実施については、3(2)中「食費、居住費（滞在費）及び宿泊費に係る利用者負担額」とあるのは「食費、居住費（滞在費）及び宿泊費に係る利用者負担額（当該額が補足給付の対象費用であって、補足給付における基準費用額を上回る場合は、基準費用額）」と、3(3)中「市町村民税世帯非課税」とあるのは、「介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成18年政令第154号）附則第8条第3項に規定する特定被保険者（同条第1項及び第2項に該当する者を除く。）」と、3(3)①中「150万円」とあるのは、「190万円」と、3(5)中「1/4（老齢福祉年金受給者は1/2）」とあるのは、「1/8」と読み替えて行うものとする。

(3) 実施期間

平成18年7月1日から平成20年6月30日までとする。

5 平成21年4月の介護報酬改定に伴う特例措置

(1) 目的

平成21年4月の介護報酬改定（以下「報酬改定」という。）は、介護従事者の処遇を改善することを目的としているが、この報酬改定に伴い、利用料も上昇することとなる。このため、本事業に基づく対象者について経過措置として、3(5)の軽減の程度を拡大することにより、利用者負担の急激な増加を抑えることとする。

(2) 実施方法等

① 本経過措置の対象

3(2)中法に基づく訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス、介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護に係る利用者負担額とする。

② 軽減の程度

3(5)中「1/4」とあるのは、「28%」と、「1/2」とあるのは、「53%」と読み替えることとする。

(3) 実施期間

平成21年4月1日から平成23年3月31日までとする。

「低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減制度の実施について」（平成12年5月1日老発第474号）（抄）

（別添2）

社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱（案）【改正後全文】

1 目的

低所得で生計が困難である者について、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等が、その社会的な役割にかんがみ、利用者負担を軽減することにより、介護保険サービスの利用促進を図ることを目的とするものである。

2 実施主体

市町村

3 実施方法

(1) 利用者負担の軽減を行おうとする社会福祉法人等は、当該法人が介護保険サービスを提供する事業所及び施設の所在地の都道府県知事及び保険者たる市町村の長に対してその旨の申出を行う。

(2) 軽減の対象となる費用は、法に基づく訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス、介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護に係る利用者負担額並びに食費、居住費（滞在費）及び宿泊費に係る利用者負担額とする。

特に指定地域密着型介護老人福祉施設及び指定介護老人福祉施設においては、平成17年10月より食費及び居住費について介護保険の給付の対象外とされたことを踏まえ、食費及び居住費に係る利用者負担を含めて軽減を行うものとする。

(3) 軽減の対象者は、市町村民税世帯非課税であって、次の要件の全てを満たす者のうち、その者の収入や世帯の状況、利用者負担等を総合的に勘案し、生計が困難な者として市町村が認めた者とする。

① 年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。

② 預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。

③ 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。

④ 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。

⑤ 介護保険料を滞納していないこと。

(4) 市町村は、原則として、利用者の申請に基づき対象者であるか決定した上で、確認証を交付するものとし、申出を行った社会福祉法人等は、確認証を提示した利用者については、確認証の内容に基づき利用料の軽減を行う。

なお、生活保護受給者及び旧措置入所者で利用者負担割合が5%以下の者については、軽減制度の対象としないが、旧措置入所者で利用者負担割合が5%以下の者であってもユニット型個室の居住費に係る利用者負担額については軽減の対象とする。

(5) 軽減の程度は、利用者負担の1/4（老齢福祉年金受給者は1/2）を原則とし、免除は行わない。申請者の収入や世帯の状況、利用者負担等を総合的に勘案して、市町村が個別に決定し、確認証に記載するものとする。

(6) 市町村による助成措置の対象は、社会福祉法人等が利用者負担を軽減した総額（助成措置のある市町村を保険者とする利用者負担に係るものに限る。）のうち、当該法人の本来受領すべき利用者負担収入（軽減対象となるものに限る。）に対する一定割合（おおむね1%）を超えた部分とし、当該法人の収支状況等を踏まえ、その1/2を基本としてそれ以下の範囲内で行うことができるものとする。

なお、指定地域密着型介護老人福祉施設及び指定介護老人福祉施設に係る利用者負担を軽減する社会福祉法人等については、軽減総額のうち、当該施設の運営に関し本来受領すべき利用者負担収入に対する割合が10%を超える部分について、全額を助成措置の対象とするものとする。

なお、この助成額の算定については、事業所（施設）を単位として行うこととする。

4 留意事項

(1) 別添1の事業との適用関係については、まず、これらの措置の適用を行い、その後、必要に応じて、本事業に基づく社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度の適用を行うものとする。

(2) 介護保険制度における高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費並びに高額医療合算介護サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費との適用関係については、本事業に基づく軽減制度の適用をまず行い、軽減制度適用後の利用者負担額に着目して支給を行うものとする。

その際、高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費との適用関係については、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設及び小規模多機能型居宅介護を利用する利用者負担第2段階の者のサービス費に係る利用者負担について、高額介護サービス費の見直しにより、本事業に基づく軽減を上回る軽減がなされることになることから、事業主体の負担に鑑み、

当該部分について本事業の軽減の対象としないこととして差し支えない。

また、介護保険制度における特定入所者介護サービス費及び特定入所者介護予防サービス費との適用関係については、特定入所者介護サービス費及び特定入所者介護予防サービス費の支給後の利用者負担額について、本事業に基づく軽減制度の適用を行うものとする。

- (3) 事業主体については、この取扱いが、あくまで事業主体に負担を求めるものであることから、市町村又は社会福祉法人が実施することが基本であるが、市町村内に介護保険サービスを提供する社会福祉法人が存在していない地域等においては、当該市町村の判断により、社会福祉事業を経営する他の事業主体においても利用者負担の軽減を行い得るものとする。なお、その場合には、都道府県と協議するものとする。
- (4) 平成17年10月より居住費・食費については介護保険の給付の対象外とされたことから、低所得者に対する十分な配慮が不可欠となっている。したがって、本事業は、すべての市町村において実施することが必要となるものであり、市町村は、指定地域密着型介護老人福祉施設及び指定介護老人福祉施設について、全ての社会福祉法人がこの事業に基づく軽減制度を実施するよう働きかけるものとする。

5 平成21年4月の介護報酬改定に伴う特例措置

(1) 目的

平成21年4月の介護報酬改定（以下「報酬改定」という。）は、介護従事者の処遇を改善することを目的としているが、この報酬改定に伴い、利用料も上昇することとなる。このため、本事業に基づく対象者について経過措置として、3(5)の軽減の程度を拡大することにより、利用者負担の急激な増加を抑えることとする。

(2) 実施方法等

① 本経過措置の対象

3(2)中法に基づく訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス、介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護に係る利用者負担額とする。

② 軽減の程度

3(5)中「1/4」とあるのは、「28%」と、「1/2」とあるのは、「53%」と読み替えることとする。

(3) 実施期間

平成21年4月1日から平成23年3月31日までとする。

3. 調整交付金の適正な交付について

会計検査院による平成19年度決算検査報告において、介護給付費財政調整交付金が過大に交付されている事例が指摘された。

介護給付費財政調整交付金については、誠に遺憾ではあるが、制度創設からこれまでの間、例年指摘を受けているところである。

なお、指摘事項の大半は、調整基準標準給付費を算定するにあたり、介護給付費等の数値を誤って計上するなどのケアレスミスによるものであるが、一部には算定対象月以外の月分を計上するなど制度の理解が不十分であると考えられるものも見受けられる。

これらの誤りは、算定にあたり改めて関係法令や交付要綱等を十分に確認するとともに、申請の際にまとめて数値の検証を行うのではなく、毎月の数値について経過した月ごとに順次検証を行うなどの事前準備を行っておくこと、前年度数値との比較を行うなどの検証を行うことにより回避することができるものと考えられる。

については、管内市区町村に対し、適正な交付が確保されるよう更なる周知徹底を図るとともに、交付申請及び実績報告時における書類審査の厳格な実施をお願いしたい。

4. 介護保険事業状況報告システムの改修について

- 介護保険における各保険者の事業の実施業況については、介護保険法第197条の2に基づき全国の状況を把握し、制度運営のための基礎資料としている。
- 具体的には、介護保険事業状況報告システムを活用し、保険者ごとの事業状況を都道府県を通じ厚生労働省へ毎月報告いただいているところである。
- これまで、このシステムは厚生労働行政総合情報システム（以下「WISH」という。）を利用して運用されてきた。しかし、「電子政府構築計画」（平成15年7月17日、各府省情報化統括責任者連絡会議決定）に基づき策定された「厚生労働行政総合情報システムの業務・システム最適化計画」により平成22年度を目途にWISHの電子メール機能が廃止され、総務省自治行政局の総合行政ネット（以下「LGWAN」という。）経由での運用に切り替わることとなっている。
- このLGWANへの切り替えや今後の使用環境（新しいOS等）への対応、集計機能の強化等を図るため介護保険事業状況報告システムを改修していただく必要があることから、平成21年度予算（案）においてシステムの改修に必要な予算を確保したところである。

【介護保険事業費補助金】

- 介護保険事業状況報告システム改修事業

〔 (項) 介護保険制度運営推進費
(目) 介護保険事業費補助金 〕

< 目 的 > 各都道府県における介護保険事業状況報告システムの改修を行い、介護保険事業の実施状況に係るデータの円滑な収集、報告等を行える環境を整備することを目的とする。

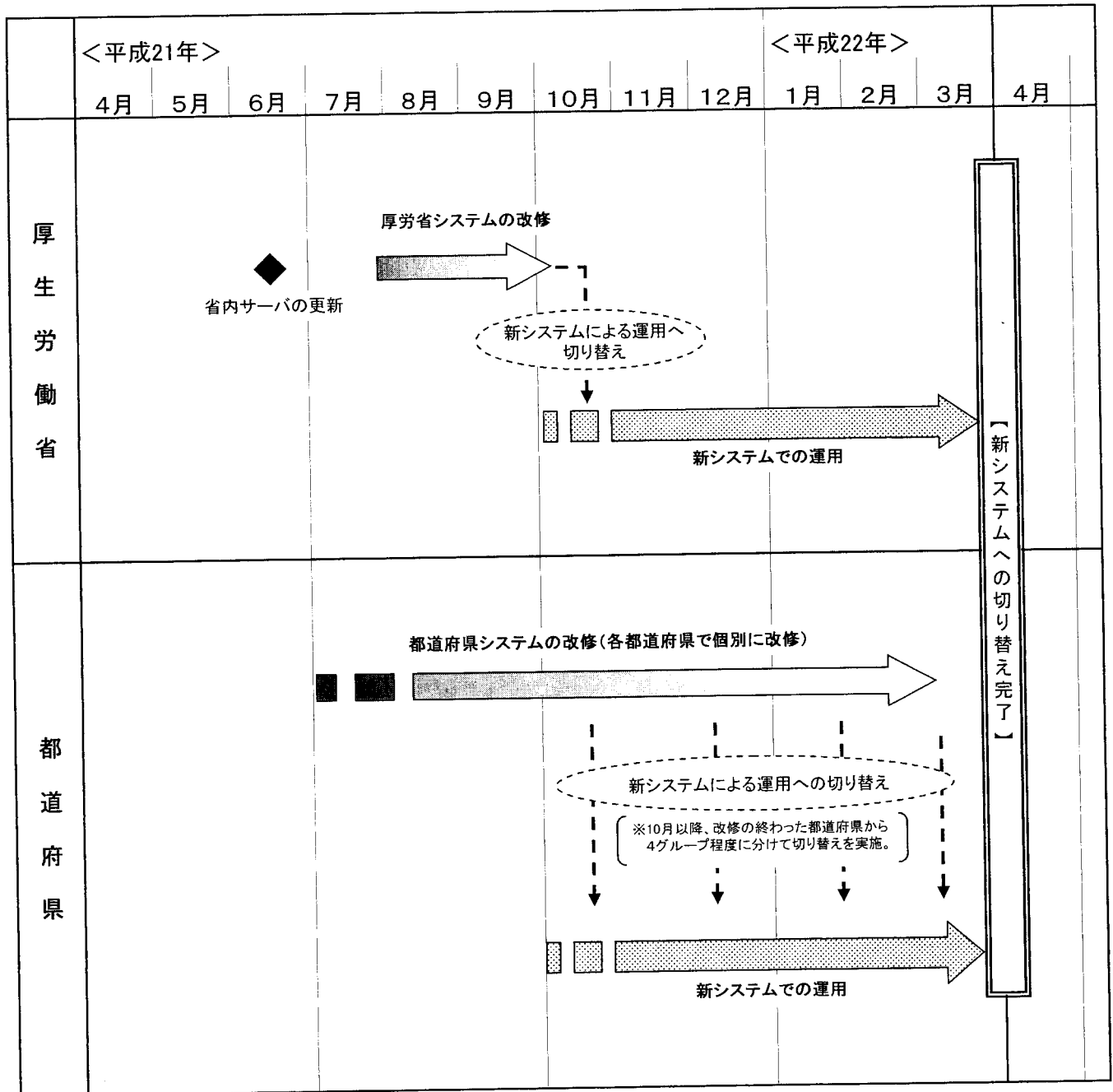
< 実施主体 > 都道府県

< 負担割合 > 国1/2, 都道府県1/2

< 予 算 額 > 58,800千円 (国庫補助ベース)

- 追って、この実施要綱及びシステム改修に係る仕様書をお示しすることとしている。

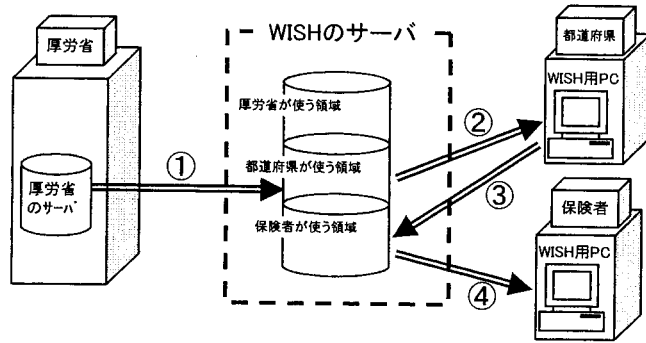
介護保険事業状況報告システムの改修スケジュール(案)



現行システムの運用と22'以降のシステムの運用(イメージ図)

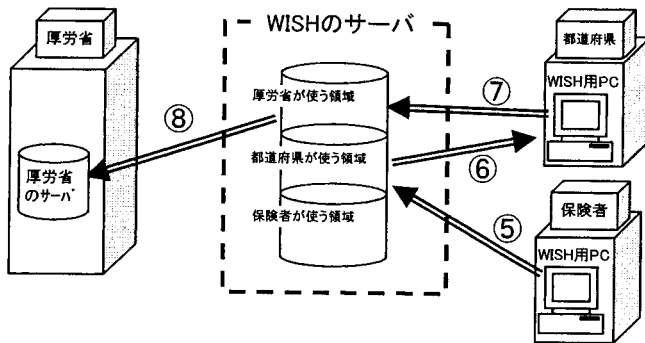
【現行】 ※全てWISHのサーバ上でデータ(メール)のやりとりが行われている。

◇厚労省→都道府県→保険者へ様式等のデータを配信する場合

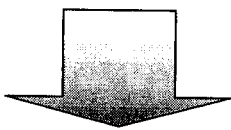


- ① 厚労省→都道府県へメールを送付
- ② 都道府県がサーバからメールを取り出す。
- ③ 都道府県→保険者へメールを送付
- ④ 保険者がサーバからメールを取り出す

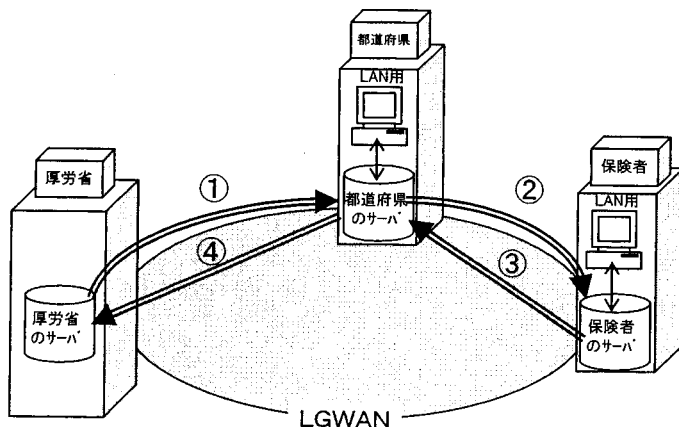
◇厚労省→都道府県→保険者へデータを報告する場合



- ⑤ 保険者→都道府県へメールを送付
- ⑥ 都道府県がサーバからメールを取り出す。
- ⑦ 都道府県→厚労省へメールを送付
- ⑧ 厚労省がサーバからメールを取り出す



【22年度以降】 ※厚労省、県、保険者のサーバを利用してデータ(メール)の送受信を行う。



<厚労省がデータを配信する流れ>

- ① 厚労省→都道府県へメールを送付
- ② 都道府県→保険者へメールを送付

<保険者が報告する流れ>

- ③ 保険者→都道府県へメールを送付
- ④ 都道府県→厚労省へメールを送付

厚生労働行政総合情報システムの業務・システム最適化計画（概要）

業務・システムの概要

厚生労働行政総合情報システム（以下「WISH」という。）は、厚生労働行政の推進に資するため、各部局が別々に構築しようとしていたオンラインシステムを集約し、安全性・信頼性の高い効率的な基盤を整備することを目的としたシステムである。

WISHは厚生労働省本省と施設等関係機関間に整備した専用のネットワーク回線、共用システム・共通基盤機能及びWISHを利用している個別システムのサーバ群から構成されている。

最適化の実施内容

【業務施策・システム施策】

(1) ネットワーク構成の見直し

- ・ 「厚生労働省ネットワーク（共通システム）最適化計画」に基づき整備される統合ネットワークへ平成20年度までに統合
- ・ L G W A Nの利用拡大を図り、WISHのネットワーク回線の提供を段階的に終了

(2) 運用管理業務の見直し

- ・ 個別システムのサーバ群は、他の業務・システム最適化の実施により統合されるものを除き、データセンターに平成22年度までに集約
- ・ 発信者番号認証及びデータ集配信機能は、順次廃止

(3) 共用システムの見直し

- ・ 保健医療福祉GISデータベースシステム及び緊急情報発信システムは、厚生労働省ホームページを活用して、平成19年度までに廃止
- ・ 電子メール・電子掲示板機能等は平成22年度を目途に廃止

【安全性・信頼性施策】

- ・ データセンターで扱う情報の機密性の確保等、セキュリティ対策を実施

【調達施策】

- ・ 競争入札を実施し、公平性、透明性の確保に努める
- ・ 安定的かつ信頼性の高いサービスを維持するため、サービスレベル契約（S L A）を導入

最適化に係る効果

上記取り組みにより、最適化完了後、運用管理業務の統合に伴う費用の増加が見込まれるものの、ネットワーク機能の見直し等により、全体で年間約5.1億円（試算値）の経費削減、年間延べ190日（試算値）の業務処理時間の短縮が見込まれる。

5. 各都道府県国民健康保険団体連合会が実施する苦情処理業務について

- 都道府県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）は、介護保険法第176条のもとで介護保険制度における苦情処理機関として明確に位置付けられている。さらに「運営基準」においては、国保連合会の事業者に対する指導及び助言の権限がうたわれるとともに、指導・助言を受けた改善内容の国保連合会への報告義務が盛り込まれている。
- 国保連合会に寄せられたサービス利用者、従事者等からの苦情及び通報情報等は、介護給付適正化事業においても重要な情報となり得るため、各都道府県におかれては、国保連合会が実施している苦情処理業務について財政面も含めた適切な支援及び協力を行っていただくとともに（国保連合会が実施している苦情処理業務に係る費用については、三位一体改革に伴い、平成15年度より一般財源化され、各都道府県に対して所要の財源が措置されているところ）、国保連合会と情報の共有化を図り、苦情及び通報情報等の的確な把握及び分析を行い、それらの情報を介護給付適正化事業に活用していただきたい。

介護保険法

第176条 連合会は、国民健康保険法の規定による業務のほか、次に掲げる業務を行う。

（中略）

- 二 指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定施設サービス等、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス及び指定介護予防支援の質の向上に関する調査並びに指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者に対する必要な指導及び助言

（後略）

指定居宅サービス等の人員の基準、設備及び運営に関する基準

第36条 指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

（中略）

- 5 指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第176条第1項第2号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 6 指定訪問介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。